

ISSN 0914-8671

農村計画

NO. 45

第27卷
1号

農業土木学会農村計画研究部会

1998.8



農 村 計 画 第 45 号

目 次

| | | |
|--|------------|----|
| はじめに | 山本 敏..... | 1 |
| 報 告 | | |
| 1. 新しい全国総合開発計画 21世紀の国土のグランドデザイン —地域の自立の促進と美しい国土の創造—を目指して | 松田 博..... | 3 |
| 2. 新しい農村総合整備計画について | 鈴木 和也..... | 10 |
| 3. 農村地域のデザイン手法 —新しい農山村風景を生み出す— | 楠本 侑司..... | 22 |
| 4. 農村の使命。そして挑戦..... | 鈴木 和雄..... | 29 |
| 第19回現地研修集会（1997. 8.27）の記録 | | |
| 分科会 1. 高度情報化の実施例と展望 | | 47 |
| 分科会 2. 高齢化社会に対応した農村整備とは | | 50 |
| 分科会 3. 地域資源の利活用と農村づくり | | 54 |
| 事務局通信 | | 57 |
| 刊行物案内 | | 61 |
| 編集後記 | | 62 |

表紙写真：新治村「たくみの里」

14の匠の家で、日本古来の伝統・文化が楽しく体験できる。農村景観を生かした環境整備が行われている。

第20回農村計画研究会現地研修集会

農業土木学会農村計画研究部会

1. テーマ

農村地域における総合計画の新たな展開

2. 日時

平成10年9月2日(水) 研修集会

平成10年9月3日(木) 現地検討会

3. 場所

群馬県新治村農村環境改善センター

〒379-1411

群馬県利根郡新治村大字新巻2272番地49

TEL 0278-64-2354

4. プログラム

(1) 研修集会 平成10年9月2日(水)

受付 9:00~9:30

開会 9:30~9:50

基調講演 10:00~10:30

「地域づくりの新しい波」

明海大学教授 森 巖夫

講演① 10:30~11:15

「新しい全総計画について」

国土庁計画・調整局 松田 博

講演② 11:15~12:00

「新しい農村総合整備計画について」

国土庁地方振興局 鈴木 和也

講演③ 13:30~14:15

「農村地域のデザイン手法」

(財)農村開発企画委員会 楠本 侑司

講演④ 14:15~15:00

「たくみの里と村づくり」

群馬県新治村村長 鈴木 和雄

パネルディスカッション 15:20~17:00

『「参加と連携」の理念と実際』

コーディネーター 宇都宮大学 富田 正彦

パネリスト 講演者各位

群馬県川場村村長 横坂 太一

十文字学園女子短期大学 宮城 道子

閉会 17:00~17:15

(2) 現地検討会 平成10年9月3日(木)

9:00 研修集會会場

=望郷ライン(沼田市・川場村)

=田園プラザ(川場村)

=たくみの里(新治村) =15:30 JR高崎駅

とが分かります。また計画の視点が、点的開発→線的发展→面的開発へと広がってきました。そして開発方法は、それぞれの計画で異なるものの、一貫して「国土の均衡ある発展」を掲げ、地域格差を是正するために「地方の振興」を強調してきました。この流れの中で、農村整備のウエイトが徐々に高まるとともに、計画内容が生産・生活環境の整備から景観・生態系の保全を加味したものに変わり、計画の対象領域が日常生活の基礎単位である集落圏から地方都市を含む広域圏へと拡大してきたといえます。

これまでの全総計画は、それぞれの時代の要請に適切に対応して変遷してきましたのでありますが、その成果に対する評価は必ずしも高くありません。その大きな原因は、計画実現に向けての各分野のフォローアップ（計画・事業対応）が充分でなかったことが指摘できます。農村整備の分野においても、施設整備については一定の実績を上げているものの、自然・生態系保全、景観デザイン、広域計画等については未成熟であると言わざるをえません。これらの計画手法及び整備手法の充実が緊要な課題であると言えましょう。

このような状況の中において、第20回農村計画研究会現地研修集会を『農村地域における総合計画の新たな展開』のテーマのもとに開催することは意義深いことでもあります。開催にあたり、ご尽力下さいました群馬県、新治村、関東農政局、農林水産省並びに関係団体の各位、さらにご多用にもかかわらず話題提供いただきました講演者及びパネラーの方々に対し、厚くお礼申し上げる次第であります。

21世紀の国土のグランドデザイン

—地域の自立の促進と美しい国土の創造—を目指して

松田 博*

1. はじめに

—新しい全国総合開発計画のポイント

(1) 全総の策定

全国総合開発計画は、国土総合開発法に基づく国土づくりの指針となる計画であり、今回で5回目の策定となった。新しい全国総合開発計画は、平成6年11月10日から、国土審議会（首相の諮問機関）で調査、審議が始まり、約3年半の歳月を経て平成10年3月31日に閣議決定された。

(2) 計画の表題は5全総でない

前回の全総は略称を4全総というように、今までは策定回数に数字をつけて呼んでいた。これまでの呼称を踏襲すれば5全総となるが、そうはしていない。これは、地球規模の環境問題、人口減少・高齢化時代、高度情報化時代の到来など、時代の大きな転換期を迎えようとする中で、新しい全国総合開発計画では、これまでの4次にわたる計画の延長線上を進むのではなく、新世紀を展望する新しい発想に基づいて、国土構造の転換を目指した国土の基本計画を国民に示そうと策定を進めており、このため表題を内容にふさわしく、「21世紀のグランドデザイン」とした。

(3) 副題の根拠

また、今後の国土づくりにおいては、開発の要請が、自然とのよりよい関係の構築や国土の質的向上を重視したものに変わり、開発の主体も国主導から地域自らの選択と責任による地域づくりが要請される時代が変わって

きている。さらに、国、地域といった視点のみならず住民、個人の視点も含めた開発への考え方が重視されてきており、今回の計画でも、国、地方公共団体のみならず、地域住民、民間企業等を含む多様な主体による責任ある参加と行政の枠を超えた地域間の連携の下に地域づくりを行うことを基本とした。さらに、地域の個性ある文化を核とした世界に誇りうる庭園の島ともいうべき日本列島の実現を目指している。このため、副題として「地域の自立の促進と美しい国土の創造」を掲げている。

(4) 長期構想

新しい全国総合開発計画では、経済的豊かさとともに精神的豊かさを重視しつつ、現在の一極一軸型の国土構造から多軸型国土構造への転換をおよそ50年後に実現することを目標に、そのための基礎固めの時期として目標年次を、2010年から2015年と幅を持たせている。これは、先行き不透明な時代に、様々な施策を含む、長期にわたる総合的な計画の目標年次を一つに絞ることが難しいこと、また、計画の策定中に、財政構造改革期間中の投資額が抑制されることになり、これに伴い公共事業関係の長期計画、公共投資基本計画の目標年次が延長になるなどの理由により、幅を持たせることになった。さらに、投資総額は示さず、投資の重点化・効率化の方向を示している。

(5) 課題と戦略

目標年次2010年～2015年までの計画期間中に、国土構造転換への道を切り拓き長期構想「21世紀の国土のグランドデザイン」の実現の基礎を築くことを目標に、時代に適合した課題を設定し、戦略的施策を展開する。その

* 国土庁計画・調整局専門調査官（まつだ ひろし）

際、地域が主体となって進める地域づくりを重視し、多様な主体の参加と相互の連携によって国土づくりの指針を示すことが重要である。

7つの課題と4つの戦略については、ここでは項目をあげるにとどめる。

[基本的課題]

- ① 自立の促進と誇りの持てる地域の創造
- ② 国土の安全と暮らしの安心の確保
- ③ 恵み豊かな自然の享受と継承
- ④ 活力ある経済社会の構築
- ⑤ 世界に開かれた国土の形成

[特定課題]

- ① 首都機能と東京問題
- ② 基地問題を抱える沖縄の振興

課題を達成し、多軸型国土構造への転換の端緒を開くため、多様な主体の参加と地域間の連携を進めつつ、以下の戦略を展開する。

[戦略]

- ① 多自然居住地域の創造
- ② 大都市のリノベーション
- ③ 地域連携軸の展開
- ④ 広域国際交流圏の形成

(6) 実現に向けた取組み

個性的な地域づくりの実現に向けて、多様な主体の参加を推進するため情報公開や規制緩和などの環境整備を行う。また、国土基盤についても、費用対効果分析等を導入した客観的評価に基づくなど効率的な投資を実施し、民間活力も活用する。さらに、土地利用に関する諸施策と連携することや国土行政の情報を推進するとともに、これまでの開発から保全や利用の概念も含む広範なものとなってきているため、国土計画体系の総合的な理念として明確に位置づけるなどの観点に立って、新たな国土利用計体系の確立を目指す。

(7) 分野別施策と地域整備の基本的方向

5つの分野別施策について、ここでは項目のみを示す。なお、地域別整備については、北海道から沖縄に至る10の地域に加え、豪雪・離島・半島地域における基本方向

と施策の方向を示している。

- ① 国土保全と管理に関する施策
- ② 文化の創造に関する施策
- ③ 地域の整備と暮らしに関する施策
- ④ 産業の展開に関する施策
- ⑤ 交通、情報通信体系の整備に関する施策

(21世紀の国土のグランドデザイン [構成図] 参照)

2. 新しい全総計画

(1) 現況と諸問題

新しい全総計画を策定する上での現状認識は、国土構造が一極（東京）一軸（太平洋ベルト地帯）となっており、次のような諸問題が生じている。

地方部では生産機能が海外に移転するなどの影響を受け自立度が低下し、中山間地域を中心に過疎化が進展し国土管理上重要な農地や森林などの資源管理が困難となっている。

太平洋ベルト地帯では、人口、諸機能の集中による交通渋滞、水質汚染等の過密、また、身近な自然の減少や産業構造の変化による未利用地の増大などの問題が発生している。

東京圏では、過密問題に加え、国や企業の中核管理機能が集中していることから、東京での機能の麻痺が全国に波及する恐れがあるなどの問題を抱えている。

(2) 国土を巡る状況の転換

一方、我が国を巡る状況も大きく変わろうとしている。今世紀の経済の量的拡大を経験して生じた価値観や生活様式の多様化は、次のような新しい考え方を生み出した。

- ① 量よりも質、所得や収入を上げるよりもゆとりを、新しさや刺激よりもくつろぎを尊ぶ。
- ② 自由な選択と自己責任を重視する。
- ③ 自然がかけがえのないものとして再認識し、自然の価値に一層重きを置く。
- ④ 男女が性別により固定的役割にとらわれず、社会の対等な構成員として、あらゆる分野に参画し、ともに責任を負うべき。

これらの価値観の転換に応じた21世紀の新しい文化と生活様式の創造が求められる中、国民は新しい暮らしの立て方を可能にする国土のあり方を模索し始めるとともに、国土づくりへの主体的な参画の機会を求めている。

さらに、地球温暖化などの環境問題や食料、資源、エネルギーの供給制約など、企業等の国境を越えた活動の広がり、中国、アセアン諸国の経済発展による我が国とアジア諸国との交流の増大など地球規模で考えるべき事項が増加している。

我が国の人口は21世紀初頭にピークを迎えその後減少に転じるが、予測される高齢化の前に必要な国土投資の重点化、効率化が必要であり、高度情報化の進展により情報格差は居住地による影響が急激に減少していき、様々な地域で発展の可能性が拡大されていくと推定される。

(3) 21世紀の国土づくりの考え方

以上の諸課題や変化を踏まえ、21世紀の望ましい国土構造を実現するための考え方として次のことを基本とする。

都市間の階層構造を「中核」と「依存」の関係から、「自立」と「相互補完」に基づく水平的ネットワークへ転換し、広圏域において、「連携」と「交流」により効果を上げる。地域づくりをする際に、生産・流通・消費の効率化を図り、さらに自然環境を保全し、新しい文化と生活様式を創造できる機能を兼ね備えたバラエティに富んだものを目指す。

さらに、日本の一地方という視点ではなく、地球社会の一員という観点から各地域で国際交流機能、高次都市機能を構築する。

太平洋ベルト地帯は、これまでの集積を生かして再生を進め、これ以外の地域は今なお残る豊かな自然や伝統文化を生かし、新しい文明の創造を目指すフロンティアとして位置づける。

(4) 4つの国土軸

国土軸は、文化と生活様式の創造の基礎的条件である気候、風土、文化の蓄積や地理的特性において共通性を有する地域や圏域で、そこに自然保護や文化の創造など

多様な機能を形成するものである。個性的な4つの国土軸を形成し、それらが相互に連携・補完することにより、望ましい国土構造実現が可能となる。

具体的な地理的形状は、「北東国土軸」は、中央高地から関東北部を経て、東北の太平洋側、北海道に至る地域及びその周辺、「日本海国土軸」は、九州北部から本州の日本海側、北海道の日本海側に至る地域及びその周辺、「太平洋新国土軸」は沖縄から九州南部、四国、紀伊半島を経て、中京に至る地域及びその周辺地域、「西日本国土軸」は太平洋ベルト地帯とその周辺地域である。

新しい国土軸においては、環境に配慮した交通・情報通信基盤で都市間のネットワークと、美しい田園、森林など自然のネットワークとが重層的に共存し、魅力のある農山漁村と都市とが連携し、ゆとりと利便性を享受でき新しい文化や生活様式が生まれ、特色ある産業を有する地域を創造していく。

これらの国土軸がその特長を生かして連携することにより、各個人の価値観に応じた仕事と生活が可能となる多様性に富んだ美しい庭園の島ともいうべき世界に誇りうる日本列島を現出させ、地球時代に生きる我が国のアイデンティティを確立させる。

(5) 多自然居住地域の創造

4つの戦略の中で農村地域に特に関連が深いといえるのが「多自然居住地域の創造」である。これは、地方中心都市と中山間地域等を含む農山漁村などの豊かな自然環境に恵まれた地域を21世紀の新たな生活様式の実現を可能とする国土のフロンティアとして位置づけ、自立的で誇りの持てる美しい自然と文化を有する「多自然居住地域」を創造する。

この地域の生活圏は、中小都市を中核として周辺の農山漁村から形成される。中小都市は基礎的な医療と福祉、教育と文化、消費等の都市的サービスや身近な就業機会を提供する。また、農林水産業や地域資源を活用した新しい産業システムの構築や暮らしの条件整備を行い、田園、森林など自然環境を保全し、美しくアメニティに満ちた地域づくりを進める。さらに、大都市等とも交流・連携を進め、より高次の都市的機能を享受しつつ、交流人口の拡大やU、J、Iターンの促進などによ

り、この地域の活性化を図る。

(6) 流域圏

次に個別施策の中で国土保全と管理に関するものの中に、新しい概念として「流域圏」がある。これは、水質保全、治山・治水対策、土砂管理や、森林、農用地等の管理などの、地域が共有する問題について、地域が共同して取り組む際の枠組みとして形成される流域の圏域のことである。

水質や濁水など水に関する国民の関心が高い中、汚水処理施設の整備や農業用排水施設等における水質浄化を推進し、また、農業水利施設の更新等に併せ農業用水の再編を行い、潜在的余剰水の有効利用を図っていく。

3. 新しい全総計画における農業、農村の位置づけ

新しい全総計画の中で、農業や農村地域の整備のあり方について、様々な言及がなされている。

(1) 食料の安定供給の確保

「食料は国民にとって最も基礎的な物質であり、国民に対し安全な食料を安定的に供給していく必要がある。」としており、そのための施策として、第三次国土利用計画の農地面積490万ha(2005年)を念頭に、優良農地・農業用水の確保、農業生産基盤の整備と土地改良施設の計画的な更新、技術の開発普及を推進し、今後、優良農地の確保を基本としつつ様々な形態での農地保全のあり方を検討する。さらに、安定的な輸入の確保の見地から、国際協調の下、技術協力、経済支援を一層推進していく。

(2) 農業の新たな展開

我が国農業は構造的改革の端緒につきつつあると考え、21世紀に求められる農山漁村の活性化、食料の安定的供給等の役割を十分に果たす観点から構造的改革を促進する。

具体的な施策として、

- ①生産基盤の整備とあわせ、規模拡大と農地の集団化を行い、効率的で安定的な農業生産を構築。

- ②農業就業人口の減少と高齢化の進行の中で、幅広く担い手を確保するため、効率的で安定的な経営主体への農地集積、地域農業の組織化、新規参入の受け入れ、女性の役割の評価等を推進。特に、中山間地域において、担い手を確保する方策について幅広く検討。

- ③効率的安定的な農業経営のための基礎条件として農業生産基盤の整備と高質化を推進。さらに、農業生産基盤の整備により形成されてきた社会資本を適切に維持管理するとともに、計画的に更新。

- ④新たな技術の活用と環境保全型農業を展開。などを促進する。

- ③ 多自然居住地域の創造に向けた農山漁村等の整備
農山漁村においては、都市部への追随ではなく、地域の有する資源の再発見や環境を積極的に創造し、活用するなどして地域づくりを進める。

このために、

- ①市町村を中心に農業協同組合、土地改良区、森林組合等関係者が一致して、地域づくりに取り組むための体制づくりを推進。

- ②住み、訪れる人に魅力ある地域空間の形成を目指した、美しく、アメニティに満ちた地域づくりを推進。

- ・森林、農地等の整備、自然環境・景観の保全、街路・家並みの管理
- ・農山漁村環境の保全と創造に配慮しながら、生産環境と生活環境の一体的整備
- ・農山漁村において居住地域等と農林水産業生産地域を一体的に扱う地域計画制度の整備と適切な運用について検討

- ③地域づくりを支える農山漁村の生活環境の整備

- ・汚水処理施設、生活道路等必需的施設の整備及び広域的な連携や地域の特性を踏まえた公共施設整備
- ・プライマリ・ケアの確保を目指した医療機関の整備

- ④地域づくりに不可欠な経済的條件の整備

- ・農林水産業の高付加価値化、加工・流通への展開、自由時間関連産業の展開、立地自由度の高い

産業の誘致などの施策を実施。

(4) 多自然居住地域における産業の展開

中小都市と中山間地域等を含む農山漁村等において、基幹産業である農林水産業の振興に加え、地域の持つ特性や条件を最大限生かし新しい産業の展開を図り、所得機会の確保などが重要である。このため以下の事項の展開を図る。

- ①地域資源の効率的な活用の観点から地域全体として、農林水産業のフィールドの積極的な活用を視野に入れつつ、加工・販売や各種のサービスの提供に取り組む新ふるさと産業システムを構築。
- ②地域の豊かな自然や文化等の資源を活用することにより、都市と農山漁村の交流を促進し、グリーンツーリズムの進展を踏まえた産業の展開を図るとともに、新たな定住を促進。
- ③高度情報通信の活用によって、多様な知的生産活動の場を提供するなど地域の新たな産業の定着を図り就業機会を創出。

(5) 豊かな自然の保全と享受

国土の自然を美しく健全な状態で将来世代に引き継いでいくため、様々な主体の参加等の下に環境影響評価、社会資本整備などの施策を計画的に展開する。

自然環境の保全の観点から、農林水産業等を通じた二次的な自然の維持、形成、市民団体等との連携による里山の雑木林等の維持、形成を進める。さらに、保全回復された自然環境については、自然とのふれあい等を深める場として活用するため、保健休養、農林漁業体験等のための施設を計画的に整備し、情報提供を含めた管理の充実を進める。

また、自然界の物質循環への負荷を軽減する観点から、自然の浄化能力を有する森林や水田を保全・整備、

化学肥料や農薬の節減、家畜糞尿のリサイクルなどの環境保全型農業の展開、さらに汚水処理施設の整備などを進めていく。

4. 最後 に

—新しい全総計画推進にむけて

新しい全総計画の取組みのポイントは、①民間主体の資金や能力の活用が可能となるよう規制緩和や行政改革の推進、②財政構造改革と両立させながら国土基盤の整備を進めるための投資の効率化、③地域国土づくりに関する情報の住民への広い開示、提供などである。

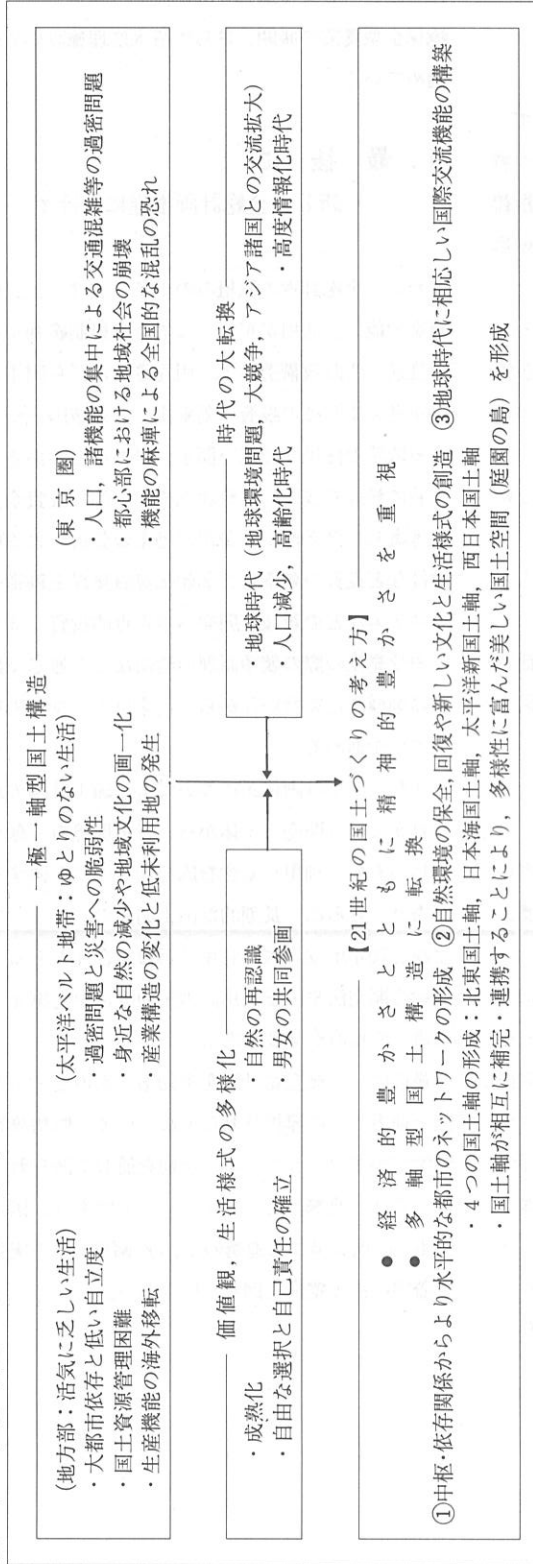
特に最近の厳しい財政状況や長期的な投資余力の減少を考慮し、例えば、①費用対効果の分析による優先順位づけなど投資の効率化、②超伝導磁気浮上鉄道や光通信システムなどの新技術開発への重点的投資、③生産性向上や受発注の際の競争原理の活用などを通じた建設コストの削減などを行いながら、従来以上に投資の重点化と効率化を進める。

また、国土計画体系についても、国土計画の理念を、これまでの「開発」主体から、自然環境の「保全」や、土地の有効「利用」も含む広範なものに転換する必要性があり、さらに、長期的な国土開発のビジョンを掲げる全総と10年単位の国土利用計画の整合性をとるなど、国土総合開発法や国土利用計画法の改正を見据えた抜本的見直しの検討が必要である。

最後に、今後全総計画を実効あるものとするために、国と地方などの連携体制などについて「戦略推進指針」の策定が予定されている。全総を通して語られているのは「参加と連携」というキーワードであり、国土庁としても、国民の参加と連携の下、「庭園の島」の実現に向けて着実に条件整備を図っていきたい。

21世紀の国土グランドデザイン（構成図）

〔第1章 21世紀の国土のグランドデザイン〕



第 1 部



〔第2章 計画の課題と戦略〕

（目標年次2010—2015年までの計画期間中に、長期構想「21世紀の国土のグランドデザイン」実現の基礎を築くことを目標）
 地域選択と責任に基づく主体的な地域づくりの重視、参加と連携による国土づくりの指針

- (基本的課題)
- (1) 自立の促進と誇り
 ・各地域の主体的な取組の推進
 ・生活基盤や国土基盤を一定の条件内で整備するなど機会均等化
- (2) 国土の安全と暮らしの安心の確保
 ・防災性の向上
 ・少子化、高齢化時代の暮らしの安心の確保
 ・水、食料、エネルギー等の安定的確保
- (3) 恵み豊かな自然の享受と継承
 ・自然環境の保全と回復
 ・人の活動と自然のかかわりの再編成
 ・循環型の国土の形成
- (4) 活力ある経済社会の構築
 ・経済構造改革の推進
 ・国際的に魅力ある立地環境の整備
 ・新規産業の創出
 ・既存産業の高度化
- (5) 世界に開かれた国土の形成
 ・国際交流を促す制度的取組、国土基盤の整備
 ・国際的活動への参画
 ・協力
- (特定課題)
- (1) 首都機能と東京問題
 ・高次都市機能の過度の集中の抑制と分散を図る
 ・併せて、首都問題への取組を具体化に向けて積極的に検討する
- (2) 基地問題を抱える沖繩の振興
 ・アジア・太平洋地域において、平和交流、国際協力の拠点としての役割を担う「太平洋・平和の交流拠点（バシフィック・クロスロード）」と位置付けて振興



国 土 計 画 の

【課題を達成し、多軸型国土構造への転換の端緒を開くため、多様な主体の参加と地域間の連携を進めつつ、以下の戦略を展開】

【4つの戦略】

- 多自然居住地域の創造
 中小都市や中山間地域等を含む農山漁村等の豊かな自然に恵まれた地域を21世紀の国土のフロンティアとして位置付けて地域連携を進め、都市的サービスとゆとりある居住環境を併せて享受できる自立的地域を創造
- 大都市のリノベーション
 過密に伴う諸問題を抱える大都市において、豊かな生活空間を再生するとともに、経済活力の維持に積極的に貢献するため、大都市空間を修復、更新し、有効に活用
- 地域連携軸の展開
 地域の自立を促進し、活力ある地域社会を形成するため、異なる資質を有する市町村等の地域が、都道府県境を越えて広域にわたる連携をすることにより、軸状の連なりからなるまとまりを形成し、全国土に展開
- 広域国際交流圏の形成
 全国各地域が世界に広く開かれ、独自性のある国際的役割を担い、東京等の大都市に依存しない自立的な国際交流活動を可能とする地域的まとまりを国土に複数形成



【第3章 計画の実現に向けた取組】

- (1) 「参加と連携」による国土づくり
 - 地域住民、ボランティア、民間企業等の多様な主体が参加する地域づくり、行政単位の枠を超えた地域間の連携、国は基幹的な基盤を整備
 - 情報の公開、規制の緩和、地方分権の推進など多様な主体の参加のための環境整備
 - 広域行政制度の活用、自主的合併など連携主体の形成、地方公共団体の共同事業など地域連携に対する国の支援
- (2) 国土基盤投資の計画的推進
 - 重点的基盤投資（計画の課題達成に向けた基盤投資、戦略の展開に資する基盤投資）
 - 効率的基盤投資（連携投資の推進、コストの縮減、ストックの有効利用、費用対効果分析等を導入した客観的評価に基づく投資、民間活力の活用）
 - 地域特性を踏まえた効果的な基盤投資
- (3) 制度・体制の整備
 - 計画の效果的推進、土地利用に関する諸施策との連携、国土行政の情報化の推進、新たな国土計画体系の確立



【第2部 分野別施策の基本方向】

- (1) 国土の保全と管理に関する施策
- (2) 文化の創造に関する施策
- (3) 地域の整備と暮らしに関する施策
- (4) 産業の展開に関する施策
- (5) 交通、情報通信体系の整備に関する施策



【第3部 地域別整備の基本方向】

北海道地域から沖縄地域に至る10地域のほか、豪雪・離島・半島地域における整備の基本方向と施策の展開方向

新しい農村総合整備計画について

鈴村和也*

1. 農村総合整備計画の現状等

(1) 農村の現状と課題

昭和40年代以降、経済の高度成長と産業構造の高度化に伴い、過疎・過密の問題が顕在化する一方で、農村地域においては都市化・混住化が進行し、食料、木材の生産基地としての役割に加えて、農家だけでなく非農家を含めた生活の場としての役割が強く認識されるようになり、農業生産基盤と生活環境施設の一体的整備を推進する「農村総合整備」の概念が導入された。さらに近年では、国民の価値観の多様化により、国民のふるさと、更には国土保全の役割を担う空間等として、幅広い視点からの諸整備が求められ、農村の持つさまざまな機能を踏まえた整備が基本的課題となっている。

農村地域は住民にとって、基幹産業である農業の生産性向上等を通じた所得の安定的確保のほか、快適な生活空間であることが要請されている。

このため、住民の利便性、健康性、機能性の確保に配慮した整備を行わなければならない。また、国民が農村に期待する役割として食料等の安定的供給の他に、近年では「ゆとり」、「うるおい」、「やすらぎ」を感じることができる空間として国民の新たなライフスタイルの実現を可能とする場、人と自然が共存できる場、子供達が自然とふれあい、自然を学ぶ場、環境と国土を守る場として多方面からの整備が求められている。これらは、新しい全国総合開発計画である「21世紀の国土のランドデザイン」や我が国農村の将来ビジョンとその整備の基本方向を示した「今後の農村整備の基本的考え方と方向について」においても示されており、国土政策の重要課題

として位置づけられている。

特に「21世紀の国土のランドデザイン」では基本課題と戦略として2010～2015年に向け、①自立の促進と誇りの持てる地域の創造、②国土の安全と暮らしの安心の確保、③自然の恵みの享受と継承、④活力ある経済社会の構築を打ち出している。

このような中、最近の農村の状況をみると、農村の総合整備の推進により一般的に生活環境基盤の整備水準は上昇してきているものの、以下に示すような状況が見られる。

①過疎化・高齢化の進行

地域の活力と魅力減退、農地・森林といった国土資源の管理低下

②混住化の進展

土地・水等の資源利用、用排水路の清掃、清掃美化活動等住民自らによる共同管理に対する意識喪失、地域資源の管理低下

③土地利用の混乱

人口減少・混住化の進展による遊休農地や管理低下による自然環境や国土の荒廃、計画的に乏しい開発による土地利用の混乱とそれに伴う農村地域の景観や自然生態系の破壊進行

④生活環境整備の立ち遅れ及び安定的な就業機会の不足

農村の生活環境は着実に改善されつつも依然として格差が存在

農林業をとりまく経済環境、製造業等誘致環境悪化、安定的就業機会不足

⑤様々な地域おこしの動き

地域の特性を活かした地域おこしの取り組み等の機

* 国土庁地方振興局農村整備課課長補佐（すずむら かずや）

運

⑥地方圏，あるいは農村地域の再評価

自然に恵まれた農村地域の再評価の中で，農村地域に余暇活動・自然学習の場として訪問，U J I ターンの動き

このため，地域住民の創意・努力を通じた農村の総合的整備及び活性化の中長期的方向の検討・提示が緊急の課題であり，これらの状況を踏まえた農村整備及び計画のあり方の検討が必要となっている。

(2) 農村総合整備計画の経緯と現状

農村総合整備計画は，都市に比べて立ち遅れている農村の整備を総合的・計画的に推進することにより，国土の均衡ある発展と地域住民の福祉の向上を図るため，農村の総合的な整備に関する市町村の構想を明らかにするものとして，昭和49年の策定開始以来，概ね5年毎に全国総合開発計画，農政審議会報告，農村整備懇談会報告等を基本とし，農村整備をめぐる社会・経済情勢の変化に対応して見直しが行われてきた。

このように，農村総合整備計画は，時代の変化に応じて計画内容を改訂しつつ今日に至っており，この間，農村総合整備事業をはじめとする様々な農村の振興に係る施策の基本計画としての役割を果たしつつ，農村地域の基礎的な生活環境整備等の進展を通じた農村住民の福祉の向上に貢献してきている。

[計画の経緯]

・各対策の計画内容における主な充実内容

第1期対策：生産基盤及び生活環境等ハード面の整備主体に策定

第2期対策：計画策定に当たり住民の意向把握のため，住民意向アンケート調査，集落懇談会等実施

第3期対策：各種施設の管理・運営及び地域づくり活動等ソフト面の施策実施のための「地域行動計画」追加

第4期対策：計画の画一性回避，整備の方向を示す「主題計画」設定

第5期対策：重点的に取り組む課題を明らかにする「重点課題」の設定，将来の土地利用の基本的考え方を示す「土地利用構想」作成

(3) 農村整備の実施状況

農村総合整備計画を策定した市町村の計画策定期別別に道路，上下水道，集会施設，公園等の整備に関する主な各工種の整備水準をみると，全般的な傾向として，より早い時期に農村総合整備計画を策定した市町村ほど上昇している。これは，当計画の策定により各市町村が計画的かつ効率的な施設の整備を推進していることを示すものと思われる。(資料-1参照)

表1 農村総合整備計画の推移(第1期～第6期)

| 第1期対策 | 第2期対策 | 第3期対策 | 第4期対策 | 第5期対策 | 第6期対策 |
|--------------------|-----------------------------|---|--|-----------------------|---|
| 計画 S49～51 430地区 | 計画 S52～56 420地区 | 計画 S57～62 343地区 | 計画 S63～H 4 130地区 | 計画 H 5～H 9 100地区 | 計画 H10～H14 40地区程度 |
| 都市に比べ遅れている農村の環境整備 | 同 左 三全総の定住圏構想に即した定住条件の整備 | 同 左 定住条件の整備に際し地域行動計画を加え構想実現のためのソフト面の充実 | 同 左 個性豊かな地域づくりと地域の活性化を目指す農村の新しいニーズに対応した整備 | 同 左 農村の総合的アメニティの向上 | 同 左 美しいアメニティに満ちた「多自然居住地域の創造」と環境に調和した整備 |

表2 農村総合整備計画策定の考え方の推移

| | 第1期対策 (S.49~51) (430市町村) 農村総合整備モデル事業の創設 (S.48, 7) ・農村の生活環境の整備 (農村住民の福祉の向上) ・生産環境と生活環境の計画的、一体的整備の促進 ・高生産性農業の育成と高福祉農村の建設 | 第2期対策 (S.52~56) (420市町村) 三全総の策定 (S.52.11) ・人間居住の総合的環境 (自然, 生活, 生産環境の調和)の整備 ・定住構想の推進 ・農村における定住区の整備, 類型別整備の推進 | 第3期対策 (S.57~62) (343市町村) 農政審議会答申 (S.55.10) ・農業を基礎とする豊かな緑の地域社会づくり ・農村住民の自主性と創意に根ざしたむらづくりの促進 田園都市国家構想 (S.55.7) ・交流をベースに地方都市と周辺農山漁村との融和, 一体化 ・人間, 人口, 自然の均衡と調和 ・文化の時代, 地方の時代の国づくり | 第4期対策 (S.63~H.4) (130市町村) 農政審議会報告 (S.61.11) ・地域資源の活用, 居住快適性の確保に配慮した農村整備の展開 四全総の策定 (S.62.6) ・多極分散型国土の形成 ・交流ネットワーク構想の推進 ・地域活性化に向けての農村の多面的役割の発揮, 地域主体の交流の促進 | 第5期対策 (H.5~H.9) (100市町村程度) 新しい食料・農業・農村検討本部報告 (H.4, 6) ・適正な土地利用の確保と農村の定住条件の整備 ・中山間地域における産業の振興と定住条件の整備及び地域資源の維持管理 四全総総合的点検調査部会報告 (H.6, 6) ・新しい交流圏の形成と一体感をもてる国土の構築 ・魅力と活力に富んだ多様な地域社会の形成 ・適正な国土資源の管理と自然と共存する経済社会の構築 |
|----------------|---|--|--|---|---|
| 農村整備懇談会 | 第一次報告 (S.51.3) (都市に比べて立ち後れている農村の生活環境整備の推進) ・福祉の問題としての農村定住環境の整備 ・農業の適切な展開を基本とした農村整備 ・みどりの資本ストックの形成 | 第二次報告 (S.53.10) (地域特性に応じた個性豊かな魅力ある地域づくりの推進) ・整備計画単位としての農村定住区の整備 ・都市, 農村が一体となった生活圏域の形成 ・地域類型別整備ビジョンの確立 | 第三次報告 (S.57.9) (国土の適正利用を農村において実現するための国土政策の遂行) ・国民のふるさととしての農村の総合的整備 ・総合的なアメニティの追求 ・都市・農村交流の促進 | 第四次報告 (H.元.2) (経済社会, 農村の変化に即応した新たな理念, 目標の下での農村整備の推進) ・新しい理念としての農村居住選好性の向上 ・新しい整備目標としてのアメニティミニマムの選定 | 平成元年度~平成4年度までの検討テーマ ・住民の合意を踏まえ地域の特性と知自性を活かした地域資源の利活用 ・アメニティのより一層の向上を目指した整備 ・合理的かつ計画的な土地利用計画の確保・推進 |
| 農村総合整備計画策定の考え方 | 1. 都市と農村の生活環境施設整備の格差是正 | 1. 同左 2. 自然環境, 生産環境, 生活環境が調和した魅力ある地域社会の形成 (地域特性に応じた農村定住区) | 1. 同左 2. 同左 3. 各種施設の利用, 機能保全のための地域住民の参画 (地域行動計画) | 1. 同左 2. 同左 3. 同左 4. 交流の促進, アメニティの確保等を含め自立的独創的地域づくり (主題計画) | 1. 同左 2. 同左 3. 同左 4. 同左 5. 農村地域の多面的機能に着目した農村の総合的アメニティの向上 (重点課題, 土地利用構想の検討) |

(4) 農村総合整備計画の評価・課題

農村総合整備計画に対するアンケートによると農村総合整備事業のマスタープランとしての役割が大きく、市町村の基本構想等の補完的計画としても評価されている。また、農村整備の将来目標の明確化による事業の絞り込み、生活環境等の整備推進、計画的執行による効率的な事業実施等の効果も評価され、副次的効果として地域住民のニーズの把握による行政の円滑な執行、担当者の企画立案能力の向上等に効果があったとしている。当制度については現状を基本として引き続き継続すべきとする意見が多く、計画対象範囲は従来の農振地域中心とした市町村に加え、複数市町村も対象にすべきという意見も出されている。一方、当計画は農村総合整備事業以外に担保がなく、計画の実効性を向上させるために他の関連施策と連携した計画的実施を望む声も出されている。

4. 農村総合整備計画第6期対策の考え方及び基本方向

昭和49年度以降の農村総合整備計画制度の経緯、計画・整備の実効性、実現可能性等を踏まえるとともに、「21世紀の国土のグランドデザイン」、「今後の農村整備の基本的考え方と方向について」等に示された方向性を考慮し、農村総合整備計画の今後のあり方について以下のように整理している。

(1) 計画の意義と位置づけ

国民の価値観の変化、都市と農村の混在化等の状況を踏まえ、今後はさらに、地域の独自性等を十分尊重しつつ、広く都市住民にも開かれた農村整備が必要である。このため、国土の均衡ある発展、アメニティの向上を前提に、計画の目指す方向、対象地域、視点、策定手法などに留意し、多自然居住地域の創造に向けた農村総合整備計画の策定を進めて行く必要がある。

農村総合整備計画は国土庁の指導・助言のもとに策定する計画という基本的視点に立ち、特定の事業実施のための前提計画としての役割に止まらず、農村整備の基本方向を示すマスタープランとして位置づけられるものである。

このため、農村総合整備計画は、計画策定そのものに意義を見いだせるようにすることが重要である。また、農村地域は農村というひとつの空間で様々な役割を担っており、農村の整備は農村全体のビジョンの中で十分検討されたうえで実施される必要がある。一方、複数の市町村等における効率的・効果的な投資による社会資本の整備や既存施設等の活用も含めた相互の機能分担、連携を図るとともに圏域を形成し、総合的に発展することが重要となってきた。

このような中で社会、経済、文化など様々な面での将来の発展構想を描き、それに沿ったかたちで農村整備に関する施策を進めていく必要がある。

例えば、市町村が連携して広域的な農村地域の発展構想を作成する際には、各々の市町村の特色を踏まえながら、圏域を形成し、相対的に発展できるよう農業分野にとどまらず、国土・環境、医療・福祉、商工業、教育・文化等多くの分野を視野に入れ、総合的な構想をつくりあげる必要がある。

農村総合整備計画は、その作成を通じて様々な角度から農村の将来像を描き、既存の地域資源の有効活用方策や保全、新たな施設の配置とその相互関係、利用、維持・管理等を検討しており、多角的な地域づくりにもつながるものである。

このように農村総合整備計画は、「21世紀の国土のグランドデザイン」でも提唱されている農山漁村における居住地域等と農林水産業生産地域を一体的に扱う「地域計画制度」として位置づけられる。

(2) 計画の目指す方向

「21世紀の国土のグランドデザイン」に示されたように、地方中小都市と農山漁村等の豊かな自然環境に恵まれた地域を、21世紀の新たな生活様式の実現を可能とする国土のフロンティアとして位置づけ、これらの地域において、地域の自立のための生活圏域を確立し、誇りの持てる美しい自然と文化を有する活力ある「多自然居住地域」を創造することが重要となっている。

多自然居住地域では活発な交流・連携による創造的な相互補完関係を持つとともに、農山漁村間における相互の機能分担、連携を図りながら地域の自立の基礎を形成

する。そこに暮らす人々が誇りを持ってそこに住むためには、周囲の自然環境を享受し、活用しうる魅力ある生活空間の形成が必要であり、特に「美しさ」、「アメニティ」の確保・実現を図ることが重要である。

今後の農村総合整備計画は、このような多自然居住地域の創造に向けたマスタープランとして重要であり、都道府県、市町村の行政側と地域住民、地域諸団体等が一体となって、農村の多元的機能を十分に発揮させるとともに、「計画の視点」や広域的な農村の課題も踏まえ、「参加と連携」を図りつつ進めることが肝要である。

このため、『美しくアメニティに満ちた「多自然居住地域の創造」と環境に調和した農村の整備』をテーマに総合的・計画的に農村整備課の推進に資する計画策定を行う。

(3) 計画の対象地域

農村総合整備計画の対象地域は従来、市町村の農業振興地域を対象として農業集落を基本に当該市町村内の農業生産基盤整備、生活環境施設整備等を計画してきた。しかし、近年、国民の価値観の変化、交通網の発達等により人々の行動圏域が拡大し、従来の行政単位の枠を超えた広域的な地域間の連携が地域整備を進める上で重要になってきている。

地方中小都市と農山漁村の連携を図る多自然居住地域の創造により、生活の質の向上と地域の自立のために必要な様々な機能が複数の自治体間の共同した施策等により整備され、地域が総体として発展していくことが期待される。

このような取り組みを推進するため、農村総合整備計画においても交流・連携を推進しながら広域的な農村地域の整備を行うため、連携する複数市町村も対象とする。

(4) 計画の視点

地域資源を活用した多元的機能の発揮により農村の活性化を推進するには行政、地域住民等の一体的取り組みが重要であり、農村総合整備計画の策定に反映させるとともに、地域の個性・多様性を重視した画一的でない整備に向け、策定主体の自主性を尊重するよう、国、都道府県は助言指導に配慮する。

また、21世紀に向けた農村地域の整備として従来の地域の抱える重点課題のみならず、以下の全国的な視点も踏まえて農村総合整備計画を策定する。

①高齢化社会への対応

農村の高齢者が持つ能力・意欲が生かせる生産活動・地域社会活動等の場、高齢者が健康で安心して生活できる場等としての農村地域の整備と活動

②情報化社会への対応

進展する情報化社会の中で行政、地域住民等が一体となったソフトも含めた情報通信基盤の効果的・効率的な整備、管理・運営等

③環境に調和した農村整備

立ち遅れている生活環境の都市並へのキャッチアップだけでなく、地域住民等地域の多くの主体の合意形成と活動を念頭に、環境に調和した整備、自然環境の保全・回復等による地域のアメニティ向上

④災害に強い農村づくり

効果的な地域の防災体制等の整備に向け、消防団等の自主防災組織等との連携、地域の防災計画等と整合を図りつつ、防災・安全関係施設等の整備充実による安全な生活確保。

その他、快適な居住空間として農村地域を維持保全するため、土地の利用・管理等について将来の農村のあり方を反映した土地利用構想、地域資源の保全、管理に向けた条件の整備等、また、農村地域の整備が一層効果的に推進されるよう、ハード・ソフトとの有機的連携を図る地域行動計画の充実、計画内容等の周知を図る広報活動等を行う。

(5) 計画策定手法

農村総合整備計画は、市町村等が当該市町村等の現状と課題を踏まえ、農村の将来像、産業振興・生活環境整備の構想等を書き、それに基づくハードな整備計画及びソフトな地域行動計画を策定するものである。計画そのものは地域住民のためのものであり、地域住民の意見が具体的な構想として反映され、施策につながる計画となるよう、アンケート調査、地域資源調査、集落座談会等を積極的に行い、行政、地域住民等が一体となってアドバイザーの活用も図りながら地域に密着したビジョンと

して農村総合整備計画の策定を推進する。

さらに、整備された施設等が効率的、効果的に活用されるよう、行政、地域住民等の連携による管理・運営等も念頭に置くとともに、農村総合整備計画が当該市町村等の長期的展望に沿った当面10年程度の整備の基本的方向付けを示すものとして適切な点検管理のもとで常時活用されることが必要である。

第6期対策では従来の単独市町村を範囲とした「市町村型」に加え、複数市町村が連携し、共通課題に対して機能分担等により対処するとともにそれぞれの特色を生かした独自の取り組みを推進する広域的な農村地域の総合的・計画的な整備に資する「広域圏域型」を追加することとしている。

(6) 計画の推進

農村総合整備計画は、農村の総合的な整備について市町村の構想を明らかにするもので、計画が策定されると

その一部を農林水産省の農村総合整備事業のマスタープランとして位置づけられるなど、その他農村の整備に係る各種施策の基本計画として利用されてきており、今後とも継続していく。

また、最近では、農村総合整備事業の他に生活環境整備事業が数多く創設され、各種の地域整備事業も創設されてきている。美しくアメニティに満ちた「多自然居住地域の創造」と環境に調和した農村の整備を推進するためには、地域の特色を活かし、地域住民等の参画の下、都道府県、もしくは市町村等が策定した計画の実現に向けて農村総合整備事業をはじめ、関連する各種施策が有機的に整備されることが重要である。

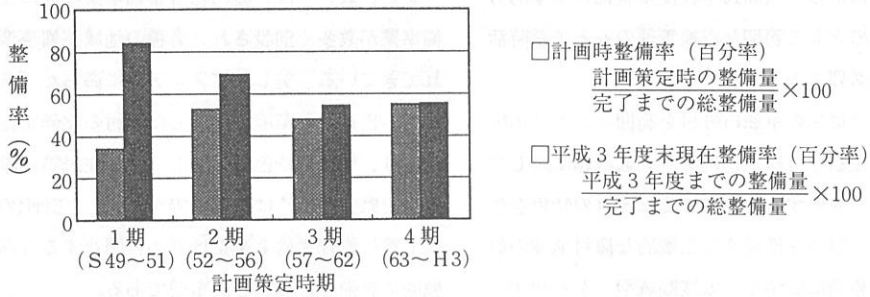
このため、国土庁として農村総合整備計画の実現に当たり、特に広域連携の推進にとって重要な施策についてはソフト面の支援を含め、必要に応じて各種の関係施策の連携・協力等が図られ、実効性を高めるよう努めていきたいと考えている。

工種別整備率の変化 (1~4期)

(1) 集落道舗装率

資料：農村総合整備計画事業進捗状況調査(国土庁)

全国 (1,272市町村)

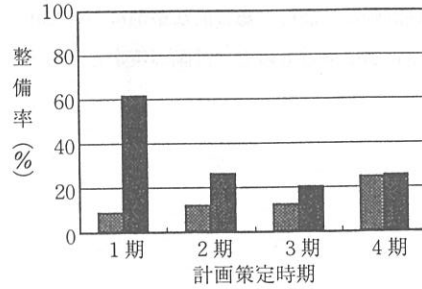
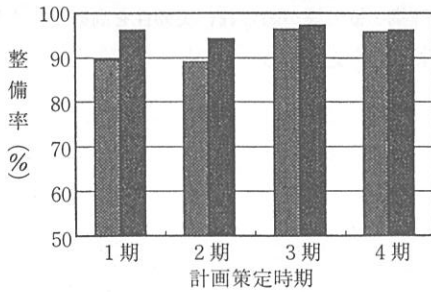


(2) 飲用水供給施設戸数普及率

(3) 集落排水施設家庭排水整備率

全国 (1,272市町村)

全国 (1,272市町村)

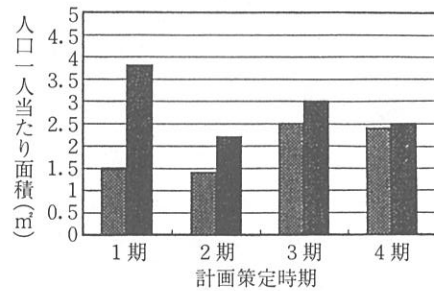
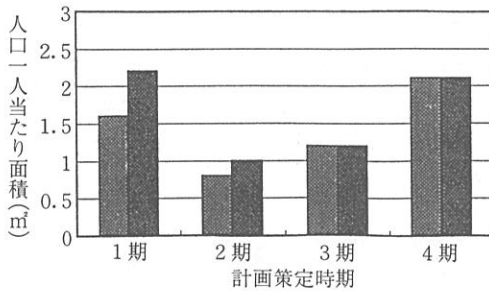


(4) 集会施設人口1人当たり面積

(5) 園地・遊び場1人当たり面積

全国 (1,272市町村)

全国 (1,272市町村)



農村総合整備計画第6期対策の概要（平成10年度～平成14年度）

1. 事業内容

複数の市町村との連携と地域住民等の参画等念頭において、都市に比べて立ち遅れている農村の国土の均衡ある発展を図るとともに新しい全国総合開発計画の基本的な考え方を踏まえ、「美しくアメニティに満ちた『多自然居住地域の創造』と環境に調和した農村の整備」をテーマに、総合的・計画的な農村地域の整備の推進に資する計画を策定。

具体的には新たに市町村間等の連携交流、21世紀に向けた農村の将来にとって重要な課題となる高齢化、高度情報化、環境保全、地域防災等を踏まえつつ、その他地域の抱える課題に対する対策等を計画に盛り込む。

計画作成において実効性の向上のため、アドバイザーの導入、計画内容等の周知を図るための広報活動等を実施。

- (1) 計画策定対象地域
 - ① 広域圏域型：連携する複数市町村
 - ② 市町村型：市町村
- (2) 計画策定期間 1年間

2. 事業実施主体

- (1) 広域圏域型：都道府県、連携する市町村の代表市町村、一部事務組合等
- (2) 市町村型：市町村

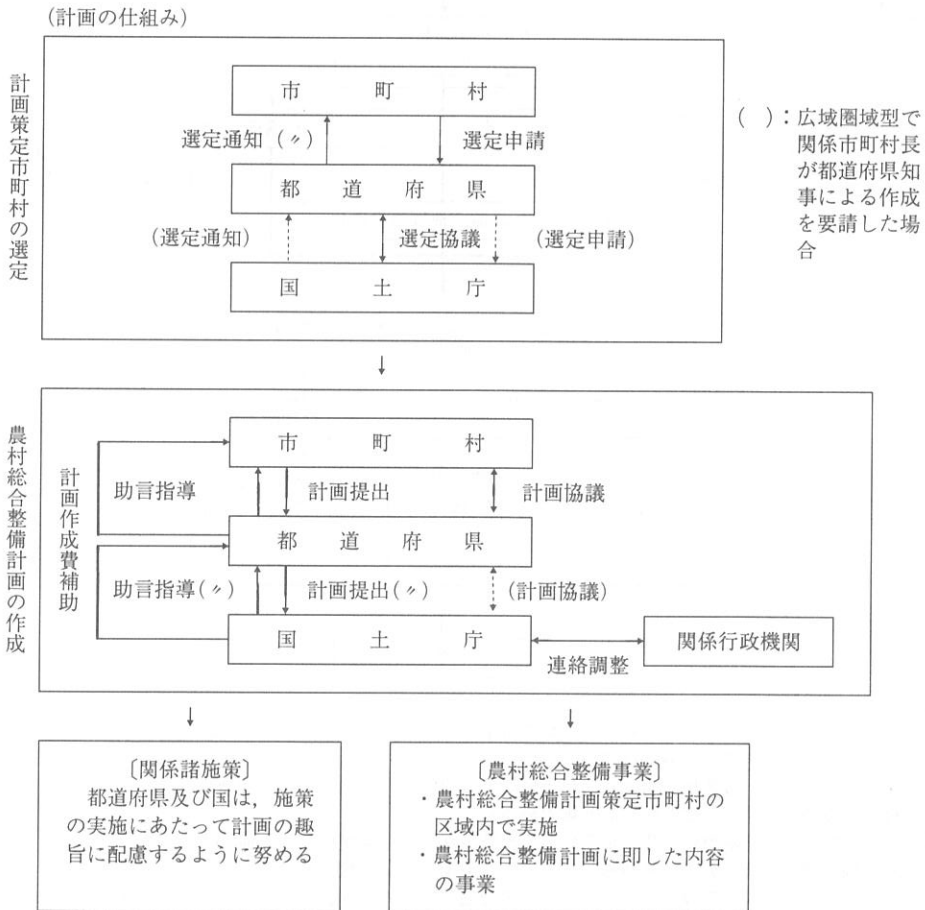
3. 補助率：1/2

4. 計画の手続き

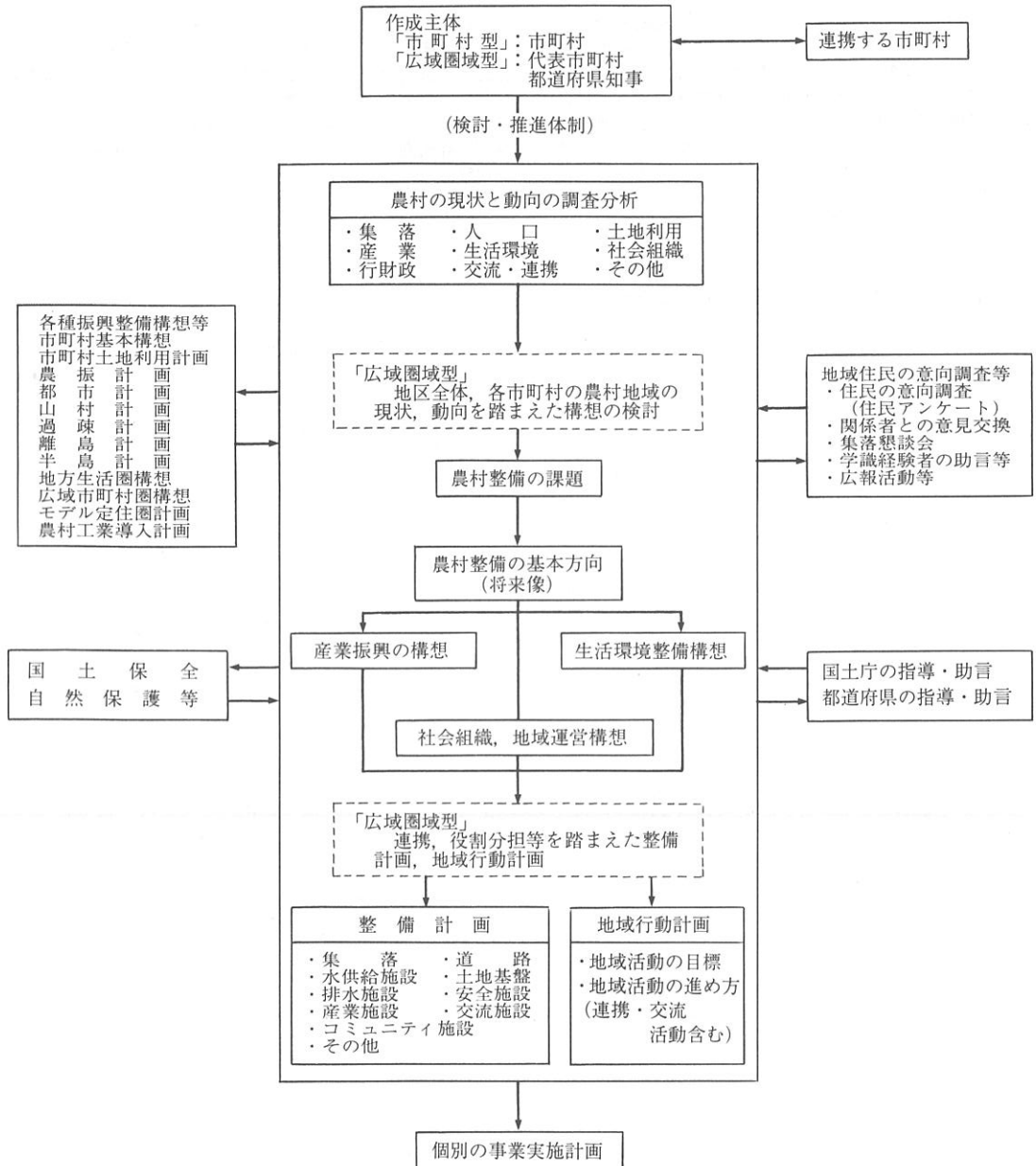
計画の策定を要望する市町村は都道府県に選定を申請し、都道府県は国土庁に協議。

「広域圏域型」の計画を都道府県が作成する場合には、都道府県が国土庁に策定地区を申請。

なお、連携する複数市町村の代表市町村、一部事務組合等が作成する場合は市町村型と同じ手続き。



【計画】作成の手順と内容

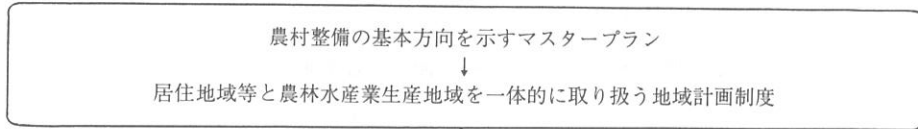


○整備計画

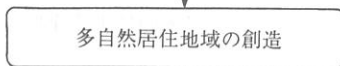
- ア 集落整備 (集落道, 飲用水供給施設, 集落排水施設, し尿処理施設, ごみ処理施設, 園地・遊び場等)
- イ 道路整備 (市町村道, 農道, 林道, その他道路)
- ウ 水供給施設整備 (農業用水施設, 飲用水施設, 営農飲雑用水施設, その他施設)
- エ 排水施設整備 (中小河川改修, 農業排水施設)
- オ 土地基盤整備 (ほ場整備, 農用地開発, 農地防災保全, 用地整備, その他)
- カ 産業施設整備 (農業施設, 林業施設, その他 (漁業, 商業, 観光等))
- キ 公共施設整備 (集会施設, 公園広場, し尿処理施設, ごみ処理施設, その他 (学校, 保育, 診療所等))

農村総合整備計画第6期対策の考え方及び基本方向

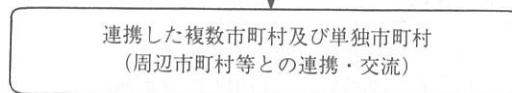
(1) 計画の意義と位置づけ



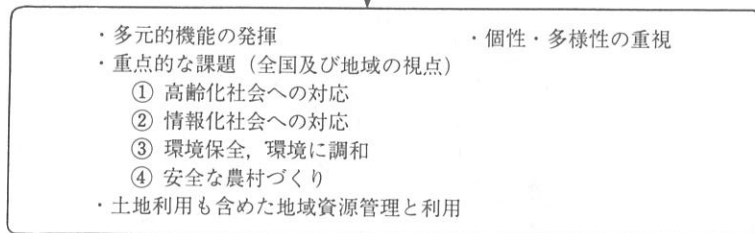
(2) 計画の目指す方向



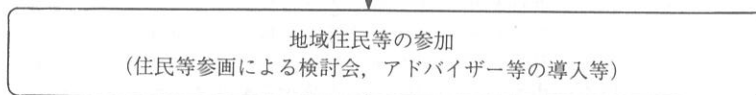
(3) 計画の対象地域



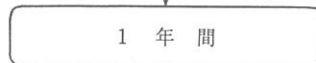
(4) 計画の視点



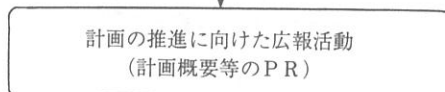
(5) 計画策定手法



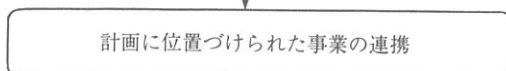
(6) 計画策定期間



(7) 計画の周知と推進



(8) 計画の実現



広域連携のタイプ

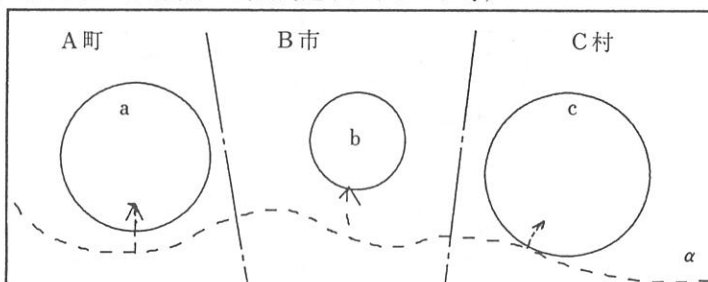
○広域連携のタイプ



○ハード面による市町村間の連携

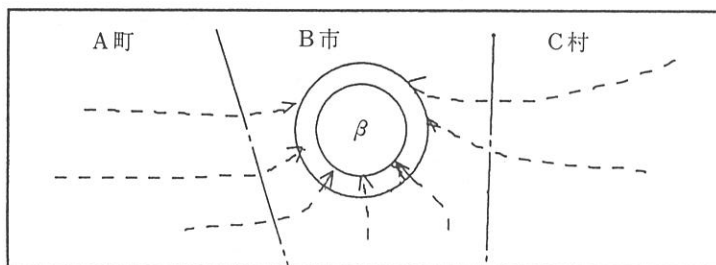
1. 類似施設を連続させるネットワークタイプ

- 類似の施設を連続させることにより、人の移動、交流を容易にすること等によりネットワークとして連携する市町村を圏域として総体的に活性化を図る。
- ・農業生産の向上と効率化を目指した広域農道等の整備に沿った農用地の連続整備
 - ・市町村のそれぞれの地域資源を活用して交流施設等を整備するとともに、それらを結ぶ基幹的な道路との接続により、ネットワーク化を図るなど周遊的な交流の推進（湖、山等の地域資源の周辺周遊ネットワーク等）



2. 施設の統合、共同利用・運営を図る拠点施設タイプ

- 各々の市町村でそれぞれで同じ施設を整備せず、連携して1つの大型の拠点施設を整備し、共同で利用、運営を推進し、施設等の整備費の低減、稼働率の向上等を図る。また、個々の市町村に小規模の端末施設を配置する場合も含む。
- ・ゴミ処理施設、CATVの共同設置、社会福祉施設、リサイクルセンター、農産物の集出荷施設・加工施設等

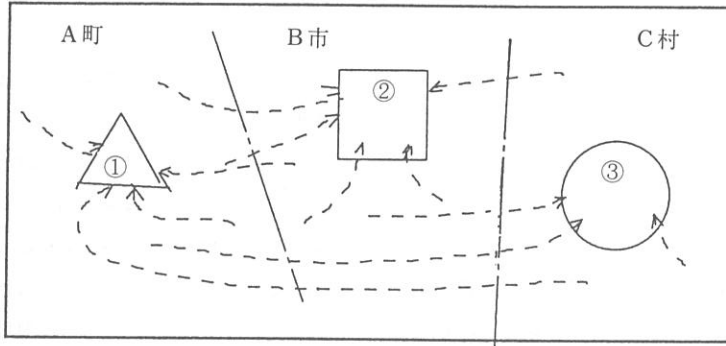


3. 多数の施設の共同利用、共同による役割分担タイプ

各々の市町村が役割分担しながら、施設を建設、管理、共同利用の推進を図る。

また、条件が異なる市町村が、それぞれの地域性に応じた施設の建設、既設施設による相互利用を図る。

- ・文化施設等の相互利用
- ・スポーツ施設の共同建設、共同利用（野球場、陸上競技場、体育館、プール等）
- ・農林産物の集出荷施設、加工施設、直売施設等の役割分担等



○ソフト面による市町村間の連携

計画により整備される施設、並びに既存施設等の管理・運用においてもこれらソフト面の連携と併せて広域な農村地域の整備と活性化を推進する。

1) 共同の制作物の活用

- ・連携する市町村の地域特産物・地域資源等観光パンフレット、ビデオ、観光情報ハンドブック等情報提供に係わる制作等

2) 広域共同活動

- ・各種イベントの共同開催、キャンペーン活動
- ・各種調査、計画の共同実施
- ・観光ルートの共同設定
- ・ゴミの共同回収、処理
- ・農産物の育成、主産地育成、共同集出荷・直売、主作物の生産、農産物加工品等地域特産品の開発、アンテナショップ等
- ・担い手農家・生産法人等の育成
- ・地域内において消防活動、福祉ヘルパーの育成と地域
- ・医療巡回等

3) 情報の交換

- ・農業の市場動向、品種等の情報
- ・各種連絡会、協議会
- ・パソコンのインターネット・ネットワーク
- ・データベース、ソフト等の共同作成等

農村地域のデザイン手法

—新しい農山村風景を生み出す—

楠本 侑 司*

1. はじめに

古来から農村風景は、その地の風土を土台として、その地で営まれる農林業の態様により形づくられてきたものである。それは、取りも直さず、農林地と集落を中心とした土地利用の表出そのものと言っても言い過ぎではない。その見え方の善し悪しや特徴が、その地の風景を決定づける。

昭和30年代までの農村は、都市的な土地需要も少なく、いわゆるスプロールもごく僅かであった。一方、農業生産もさまざまな作付けが見られ、四季折々には色鮮やかな農業景観が展開されていた。これは、農地利用率にも如実に反映され、2～300%の農地利用率の集落もざらに見られ、米づくりを基幹としながら果樹、麦、多種類の野菜、また稲作の合間にはレンゲやクローバー等が彩りある田園景観を形づくっていた。これらの農地の風景と伝統的な集落のたたずまいがわが国の農村風景をつくり、農村文化を豊かなものとしていた。

筆者は、これらの農村風景を懐古趣味的にその復活を声高に叫んでいるのではない。その原風景の構造をはっきりとさせておかなければならないと考えるからであり、農村風景の特色と原点をまずは踏まえようとしているのである。西欧の農業景観が、波状の耕地に牧草地や小麦畑等の単一な作物が広大に広がり、その中に集落や森が点在するのと根本的に異なるからである。

このような伝統的な農村風景が一変し始めたのは、昭和40年代後半からの都市からのスプロールの激化や農村自身での無秩序な農地転用が多く出てきた時期で、土地利用規制の腑甲斐無さを嘆く声もこの頃から出はじめて

きている。それに加え、農業近代化政策による単作物化が農地景観の劣化に拍車を掛けてきたし、規模拡大路線をうたう農業基本法を踏まえての農地整備事業は、結果的には田園を殺風景な農業工場と化してきた。田の中や集落縁辺の畑地や樹園地や防風林は水田に整理され、微高地は均平化され、樹木は一掃された。農業生産性は高められて時代の要求に応えられる農地に整えられてきたが、農地空間は丸裸になり、何処も矩形化され、自然環境の豊かさは後退せざるを得なくなってきた。さらにそのあちらこちらには農村では今まで経験しなかった巨大な施設や劣悪なミニ住宅地が無秩序に見え隠れする風景となってきた。混乱する土地利用の中に埋没した平地農村は多い。

いくら土地利用計画を策定しても、その有効性は全く保障されない。そのような不確実なものより、関係する土地所有者を始めとする住民を対象として土地利用や景観を守る協定づくりのノウハウを学習した方が、はるかに実質的な土地利用が保障される。最近の協定や条例づくりを支える人気の一つは、このような背景もあるのであろう。景観を含めた土地条例策定（策定中も含む）は、全国で300に達するという。市町村は、よって立つ計画制度の曖昧さに業を煮やし、地域を防衛する手段に立ち上がってきたともみえよう。

四季折々に変化する農業景観の多くは、姿を消してしまった。農村風景の混乱は、まさにここから始まる。圃場はモノトーンに整備され、その周囲の土地利用は混乱の度を増すばかりとなってきた農村は多い。近代化が迎える道は、一度は旧来の規範や空間づくりの作法を一変する、また打ち壊すことから始まるのであろうか。

このようなことを前提としながら、ここでは風景に大

* (財)農村開発企画委員会主任研究員(くすもと ゆうじ)

大きく係わってきた農村・農業整備の若干のレビューを垣間見ながら、現在での動向、そして最後に新しい農山村風景を生み出す方向について述べていこう。

2. 環境整備の系譜と農村景観

(1) 農地整備が進む中での農村環境整備

昭和40年代後半から農村の環境を良好なものに作り変えようと、集落環境を始めとする様々な整備事業が出現してきた。農村の道路、生活水路、公共施設の水準はひどい状態にあり、まずはこれらの整備が緊急な課題となっていたからである。農業経営は近代化されたのに反し、集落での生活環境は全く旧態依然であったためもある。近代的な農業機械ばかりでなく自動車も集落に入れない集落も多かったし、火災に際して消火活動が困難な集落も多々あった。また、整備をしてもいろいろと問題も出てきた。集落道路を整備すれば交通量も倍加し、その結果子どもたちの遊び場もなくなってきたり、またせっかく美しい生け垣の集落道も道路改良により整備されれば、これまた交通量の増加から騒音、ほこりが激しくなり、生活防衛上コンクリート・ブロック塀とする農家も多く、むら並み景観の劣化は加速された。

そこでは美しい村を作ろうとする考え方の到来は、まだまだ先のことであった。

(2) 土地利用の秩序形成の試み

昭和50年代の中頃になると、農村の環境整備を進めながらも、混乱する土地利用を何とか是正しようとする動きが顕著となり、新農業振興計画や農業・農村計画では、次三男の分家用地等を集落の周辺にセットしたり、農業廃棄物や堆肥場等の遺棄施設を集落協定により集団化する試みや、圃場整備事業により集落の発展予備地、いわゆる非農用地を換地手法により創設し、計画的な土地利用形成をめざす動きも活発化してきた。なにしろ高度経済成長時代の最盛期の昭和48年には7万ha（この面積は青森市域に匹敵する）に届こうとする農地転用がピークを迎えていた。500万haの農地しかないわが国に取って、この農地転用の趨勢は只ならぬことであった。この年の住宅用地だけをみても2万ha弱の転用がみられ、

市街化区域とそれ以外地域ではほぼ同面積の転用が記録された。村づくりにおいて要求される市町村の発展予備地としての非農用地をどう設定していくかといったマスタープランが制度化されていない農村での土地利用は、困窮の度合いを深めていった。

言葉を代えて土地利用計画の課題を言えば、農振法や都市計画法は、農村・集落発展の有効な枠組みとして限界があることを示していることとなる。農振法は農地のみをカバーし得ないし、また都市計画法は、線引きすることのみの計画ということに尽きよう。農村らしい風景の後退は、まさにこれらが許す土地利用の無秩序さによるもの。

(3) 農村活性化、アメニティ整備の到来

昭和60年代になると『物の豊かさより心の豊かさ』を求める傾向は農村部においても明らかとなってきた。農業所得が占める割合が低いとはいえ、都市勤労者世帯の所得を農家所得が追い越したことに示されるように、農家の経済的な上昇もそのような生活感の変化の背景となっていたのかもしれない。

そのような状況を反映して、この時代の代表的な環境整備の新しい波は景観整備や親水空間整備の出現である。「わが村の家並みを今一度見直し、集落の快適環境を形成していこう」とする動きは、伝統的建物群保存地区制度の普及と相俟って街道集落を中心に盛んになってきた。この風潮とOECDのアメニティ提言（昭和52年）とも言える快適環境形成への社会的動向を受け、農村においても集落道の生け垣の保存・形成を始めとする景観形成を図る整備がみえ始めてきた。また、親水整備においては、土地改良施設の多面的利用の整備を見ることがができる。今まで農業の利用目的だけの整備であったものが、それらの施設や空間を地域の人々も接近できる身近な生活空間、アメニティ空間の一部として提供したことが画期的なことであった。

片や、山村においては地域資源を有効に活用し、地域おこしを行う動きが顕著となり、都市農村交流や体験学習の場として山村を見直す動きが出てきた。森林を活用した「市民の森」づくり、山村留学、果樹のオーナー制等が全国的に盛んになりつつある。そこでの整備理念と

してもアメニティ形成がキーワードとなり、山村の快適性や緑、また自然豊かな地域空間づくりが、ワラ屋根住宅の保存や小川・せせらぎ整備またホテルの里づくり等として登場してきた。つまり農山村の快適整備や景観整備が地域おこしと一体的に進められてきたことが特徴である。都市住民の求める農山村風景は、自分が生まれ育った農村の原風景に近いものかもしれない。この動きが、今はやりのグリーンツーリズムにつながっている。

一方、都市近郊農村にあっては都市住民の「農」への接近要求と生産調整の恒常化が皮肉にも一致し、余暇空間としての市民菜園整備が進行しているところである。

このような農村への熱い視線と自然環境への関心の高まりをみると、農村整備の課題の一つは、都市住民の農山村風景や自然空間への関心にどう計画的に対処できるかといった点も無視できない。地域環境の創造や整備に当たり、それらの計画と件を自然生態系のサイクルの中にどう組み込んでいけるのかが新たな関心として登場している。農業・農村における近代的整備がともすれば忘れ去り、あるいは無関心に捨て置いてきた農山村固有の自然や生物空間を整備の中に取り込み、自然生態系のシステムを今一度再構築しようとする動きが出てきている。これらの動きと連動して都市民をも含めた国民全体の自由時間空間の整備と一体的に整備の方向を模索して行く必要性も認識され始めてきた。リゾート法による農山村の大規模な開発は、自然破壊や山村破壊につながるだけとの警鐘も生々しく耳に残るし、バブル崩壊後の、それら事業頓挫の農村は無残な姿を晒している。いずれにせよ、農村は現在ほど都市民の関心を引いた経験を有していない。そのことが農村整備の質的变化をさらに促してきている。

3. どうする。これからの農山村風景

—中景をいかにつくるか—

農村地域の役割は食料の生産の場であるだけでなく、様々な資源を活用した役割が強調され始めてきた。特に最近では、緑や水等豊かな自然に恵まれた資源を保全することや、ゆとりや安らぎを都市の人々に提供する役割が重要視されている。同時に洪水の防止機能、ある

いは水資源の涵養機能、国土保全機能、自然環境の保全機能等、多方面にわたって農山村が果たす役割は多い。従って大区画圃場整備をするに当たっても、急勾配な中山間地の圃場整備をするにあたっては環境と調和した環境保全型農業を進めることが、自然環境を豊かにするだけではなく農業・農村風景を質的に高めていくことにつながる。よく出る話だが、わが国の農産物の輸入額は暫時増加し、平成8年での熱量ベースの食料自給率は、42%に落ち込んでいる。先進諸国の内では最低の国である。1970年にわが国のカロリー自給率は60%、かたや西ドイツは63%であったものが、現在のドイツは94%、フランスにあっては143%となっている。つまり先進諸国の多くは、工業国であるが、同時に豊かな農業国でもある。少なくともカロリー自給率を60%ないしは70%ぐらいに増加するような農業政策を確立することが、国民の要求にも応える方策であろう。それによって新政策が示す農業空間の構造も多様なものになると思われる。企業的な稲作農家だけでなく、兼業的な農家においても様々な品種の農作物を作り、豊かな食料とこちよい田園を造っていくことが重要であろう。

これからの農村整備の方向は、日本らしい美しい農村風景を作っていくことであろう。それはとりも直さず、しっかりと土地利用率を作り上げていくことに尽きる。わが国の風景については様々な論があるが、我々の調査によると、住民は集落内の村並み、町並み等の景観に対しては比較的良好な意識を持ち、また地域の山とか川とか海とか湖とかそういう自然を背景にした自分達の村、集落のたたずまいに対しても良好な意識を持っているようだ。つまり近景としての集落景観や遠景としての地域景観に対する評価は高いが、中景としての『自然と人工物が重なり合う景観』に対しては、すこぶる評価が低い。デザインの善し悪しもあるが、土地利用が美しくない、混乱しているとの認識が評価の底に潜んでいると思われる。これからの農地整備に当たっては、この中景をいかに作っていくかが、農村風景の創造にとって重要な課題となってきていると、思える。非農業的土地利用の需要を集落等立地に鑑みゾーニングし、さらに人工景観をいかに田園風景や集落の中に違和感なく溶け込ませるか、そういう計画技術が求められている。さらに、最近

はやりの都市農村交流施設も例外としない。静かなたずまいの農山村を奇怪なデザインで騒がしてはならない。

農村風景の美しさは、山と農地と集落のハーモニーという原点に立ち戻らなければならない。特にこの面で問題となるのは、圃場整備事業の整備理念と計画技術の考え方であろう。圃場整備は地域の自然景観、人文景観を一変させるばかりでなく、自然生態系をも一部によっては破壊することもある。この事業をどう行うかが、「環境保全型農業」を確立する上でも、農業景観を形成する上でも大きな鍵となってきている。

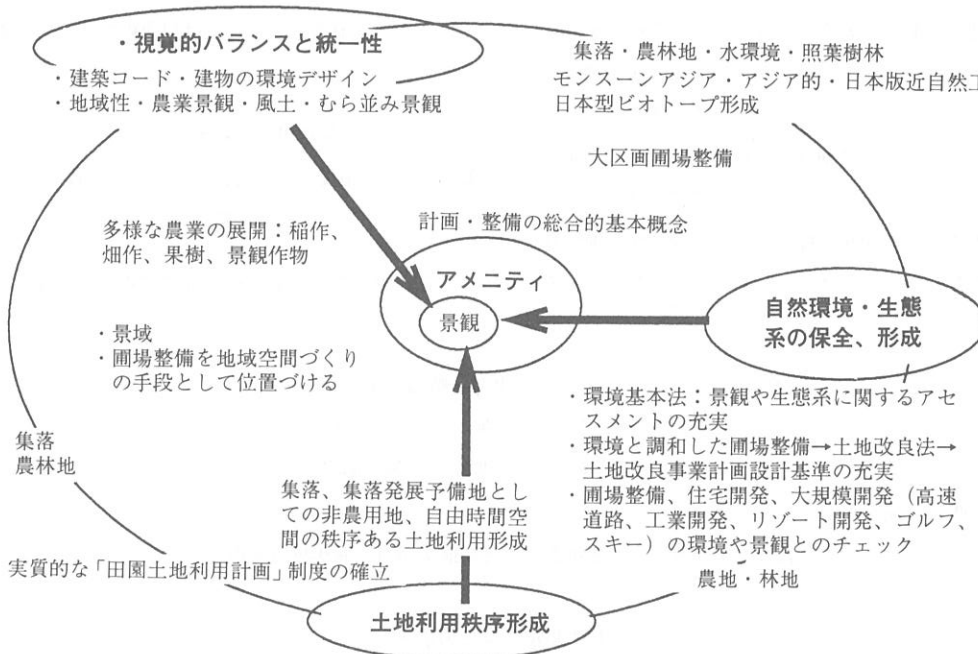
かたや農村整備が始まってから様々な公共施設、工場、農業施設、観光施設が建てられるが、これら建物の景観やデザインも住民からは受け入れられていない。個体としてのデザインがいくら考えられていても、平井秀一が言うところの周囲の環境を考慮した「環境デザイン」としての建物に到達していないためであろう。

圃場整備事業は、いまでは農業生産性の向上という基本的な役割を果たしたが、これからは企業の農業経営を可能とする役割を果たしつつ、多様な農産物を経営し、併せて農業・農村が有する様々な機能を果たす空間を創造していく役割が担わされてきた。つまり、地域空間を

つくる手段としての位置づけが望まれている。そこでの役割は、国民に安全で新鮮な食料を供給しながらも、一つに秩序だった土地利用を形成していく、二つは、潤いのある農業景観をつくっていく、三つは自然生態系に配慮した自然環境をつくっていくといった視点であろう。このような農業・農村の方向については、農村ばかりでなく、広く国民の論議と参加が不可欠である。国民は、コメ問題を考えるだけでなく、それを生産する農村が将来どのような姿になることが望ましいのかを農村居住者とともに議論し、農村の将来象を国民のコンセンサスの上に打ち立てていかなければならない。

4. 「アメニティ」を高めるむらづくりの方向—農村風景の醸成

アメニティ形成における空間整備面での景観の役割は、ますます脚光を浴びているし、事業はさらに進行している。「景観とは、地域の生産活動や生活行動（上部構造）により土地（下部構造）に描かれた結果を、美醜により判断あるいは評価する価値判断」といわれる。この土地利用の美しさを支える景観の意味こそ、わが国で一



図一 これからの農村景観形成の考え方

番欠落している概念ではないだろうか。

事業としての景観整備は進んでいるが、それらは現在のところ、農村整備事業や土木工事の美的「糊塗」の域を出ていない。農村空間のアメニティ形成を図-1のように提案すれば、現在は「視覚的バランスと統一性」に向けての修景整備の段階と読めよう。次のステップとして農村らしい土地（風景）の美しさを作り出す整備の出番が待たれるところである。農地景観の美しさ、農地と集落の醸し出す落ち着き、また農地空間と様々な施設との調和、ここら辺りへの関心と整備の視点が問われてきている。風景とは、景色をながめる側の主体との関わり（感性）を包含する概念とされ、オギュスタ・ベルグは「地域で共有されたもの」としている。

地域のアメニティの形成は、地域住民の誇りへとつながる。農村地域を広く国民の財産として位置づけることもまた必要であるが、国民は田園をただ訪れるばかりではすまない。同時に、田園づくりやその管理に対しても何らかの方策で参加していく道筋をつけていかなければならない。そのような時代がもうそこに来ている。

5. 景観形成の効果

優れた農村景観が、若者の定住、都市・農村交流事業での来訪者の増大、企業の進出などにおいて決定的に重要であることは地域住民の多くに認識されるようになった。農村景観や豊かな農地景観の推進戦略や手法が求められている。たとえば、都市と違って農村では、景観を形成する要素は、農業を基盤にして自然環境から歴史風土、人工的構築物に至るまで、はるかに多様な要素を対

象とせざるをえない。また、身近な景観や居住環境を、自らの意思と手によってかなりな程度コントロールしたり、意図的に創り変えることが可能である。農道や圃場整備などに代表されるような、農林業の生産性向上を第一義とする基盤整備だけでは、農林業振興はもとより、農山村を活性化していくには不十分となりつつある。これからの農山村活性化と産業振興のためには、自然環境の形成や景観形成を戦略的に重要な柱と位置づけた、新しい農林業および農山村振興を推し進める必要がある。

言い換えれば、農山村の景観形成は、農業振興や農村整備において、補完的な政策から、根幹的な政策に転換されなければならない時を迎えているが、そこでは農業が生き生きとしていることが前提である。

6. 農村地域のデザイン手法

今まで筆者の農村景観に対する基本的な態度を述べてきたが、本日の「農村地域のデザイン手法」のタイトルにはやっと入り口に辿り着いたところである。景観をいくら言葉や文章で表現しても、「かいい足を靴の裏からかく」ような、もどかしさを感じる。

そこで本日は、スライドを多用してデザイン手法を述べていきたい。話のストーリーは以下の図に従って進めていきたい。

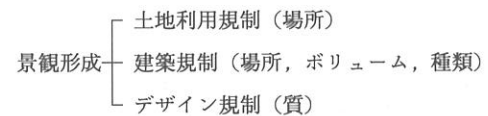


図-2 農村景観形成へ向けての3つの軸

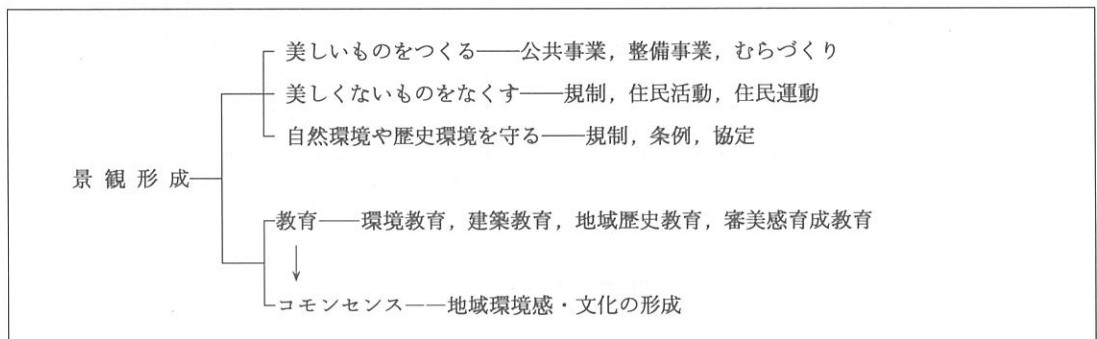


図-3 景観施策の手段

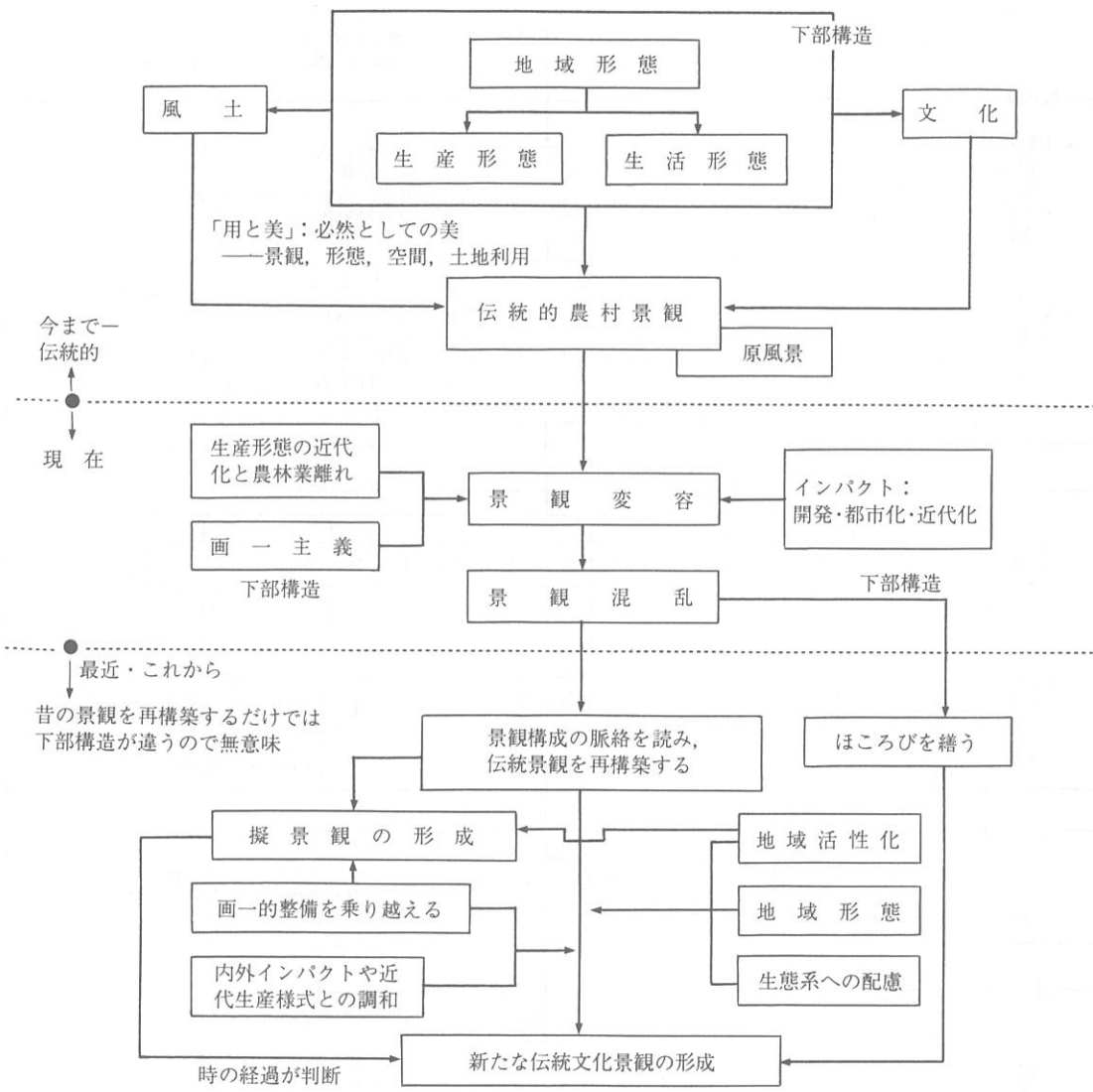


図-4 現代農村景観を形成する理念をどう考えるか

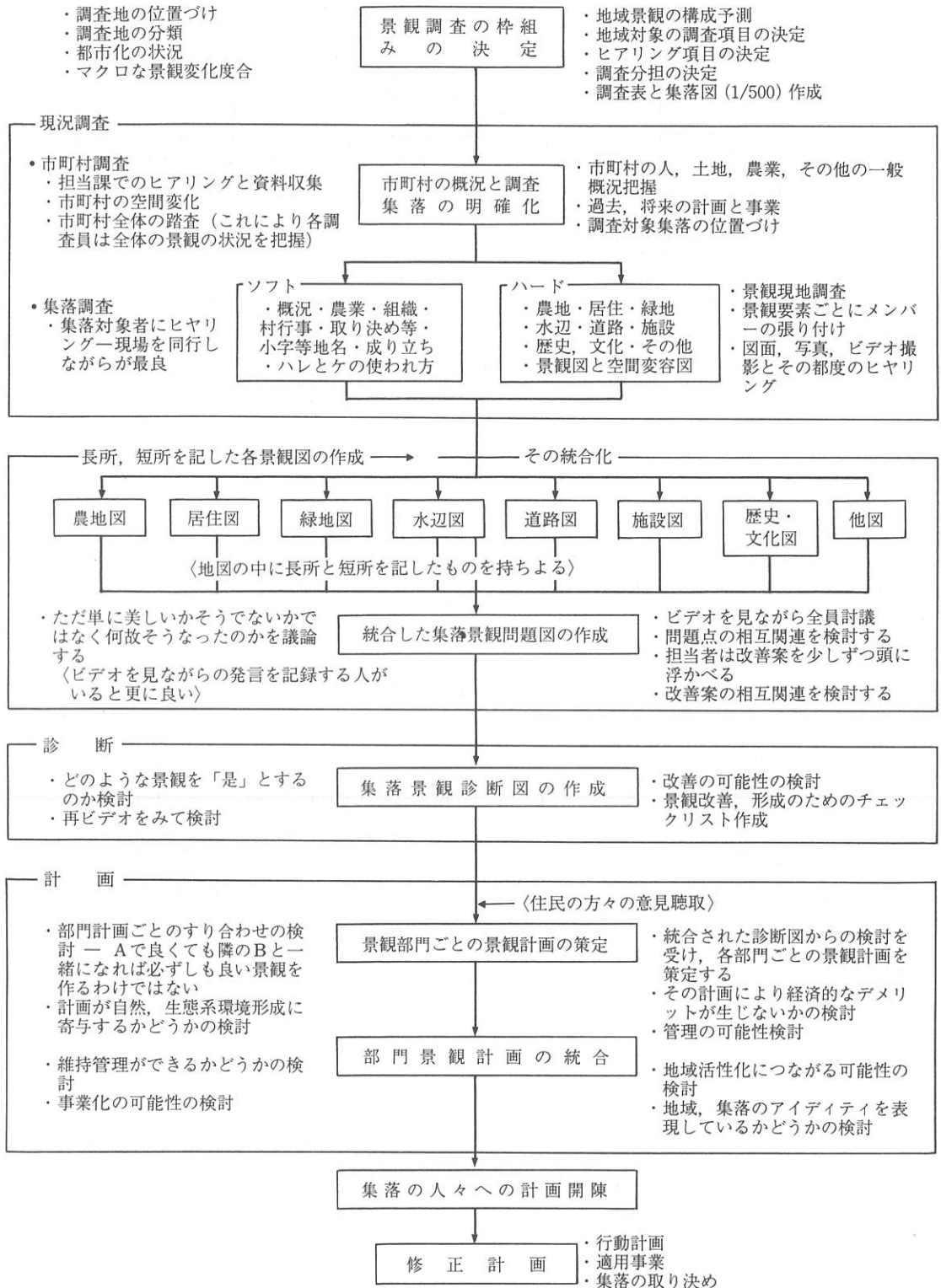


図-5 景観調査・計画の手順

農村の使命。そして挑戦

鈴木 和 雄*

緒 言

群馬県新治村長の鈴木でございます。

それでは、「農村の使命。そして挑戦」と題して、事例の発表に併せて、常日頃から考えていることの一部を申し述べたいと思います。

私は、3期半ばの村長であります。

私の村には、元自治大臣江崎真澄先生が書かれた「自治愛郷」という書画がありますが、この言葉には、一言で決めた村づくりの理念があると思っております。

今や大変な不況の中で、社会・経済は混迷し地方財政も非常にひっ迫しております。加えて時代は、好むと好まざるとに関わらず少子化、グローバル化、ソフト化に向かっております。

しかしながら、どのような時代がこようと、そこに住む私達は、「故郷（日本）を愛し自ら治める」姿勢を旺盛にして、誇れる故郷を創造する気概を持ちたいのであります。

私は、常々、21世紀は、農業・農村の時代にしななければならないと訴えております。

何故ならば、古来「食をもって天をなす」（食物を人民の最も大切なものとする）と言われるように、農業は生命の産業であり、農村は、農業という産業を営むところであるからであります。

しかし現状はどうかと言えば、残念ながら、生命の産業は他国に依存し、農村はその営みを忘れようとしております。

これでは、大変であります。

農業・農村は、どのように時代が変革しようとも、食



残雪の谷川連峰を背にする赤谷湖

料生産の場としての役割があり、自分達の生活の場がある事に誇りを持ちたいし、今後に於いては、多くの国民がリフレッシュする場として、その役割がある事を忘れてはならないと思うのです。

農業・農村の活性化は、「日暮れて途遠し」の言葉の通り、なかなかどうして、そんなに優しいものではない事は、承知しておりますが、現在、私はグリーンツーリズムを念頭に入れた交流事業によって、村づくりを推進しているところであります。

その柱は、平成2年に策定いたしました「農村公園構

* 群馬県新治村村長（すずき かずお）

想」であります。その原点は、住む人、訪れる人の喜びからであると思います。

農村には、特に新治村のような中山間地域の自治体は、問題山積のために、ややもするとマイナス志向になりがちであります。常にプラスの発想を持って、地域特性を創出する姿勢が肝要であると思います。

そして、常に誇れる情報を全国に発信をして、農村を故郷とされる多くの仲間を迎えて、訪れた皆さんが誇りを持って、そこに住む事の素晴らしさと滞在する事の楽しさを楽しんでいただければ、21世紀は夢のある農業・農村の時代になると思うのであります。

1. 21世紀は農業・農村の時代

(1) 厳しかったらどうするか

さて、農業・農村は厳しい……と言いますが、この言葉は、もう聞きあきました。

どんなに偉い人が言っても、厳しいだけでは解決にならないからであります。

ところで私の村は、農業と観光を基軸として村政の振興を図っておりますが、過去の経緯から見て、相当の手を打たなければ、成し得ないことは承知しておりました。

そこで、私は将来とも一貫して変わる事のない村づくりの基本構想として、「農村公園構想」を策定し、村民に理解を求めながら構想の実現に汗を流しているところであります。

(2) 農業は生命の産業

農業は生命の産業である事は、他に言を待たないと思えます。

ところで、緑と水と土は、かけがえのない自然界の贈り物であります。

これらの贈り物は、人手によって耕され、山が管理され、更には住環境が整備されてこそ、素晴らしい農村空間を形成します。

しかしながら一方では、農業従事者の高齢化や後継者問題、更には、米の生産調整などから、年々荒廃農地が増えていくのも現実であります。

加えて、食料自給率は穀類ベースで29%という極めて

低い数値を知る時に、民族の存続すら心配するのであり、最急に恒久的な食料対策を取るべきであると思います。

その為には、国内生産を基本とした食料需給対策を積極的に展開するべきであるし、併せて輸入と備蓄を組み合わせた戦略を確立すべきであると思います。

江戸時代は、もちろん、自給率は100%でありました。

1955年では、穀類ベースでの自給率は82%であったと伺いますが、それでは、何故に、29%という極めて低い食料自給率になったのでしょうか。

この理由は、生産が減ったからではなく、消費が大きく増えたからに他ならない訳であります。

何故ならば、人間が食べるだけでなく、家畜の飼料までも輸入に頼ってしまったからであります。

そして、その数値は、3,300万tにも及び、その全量を国内で生産するとすれば、約1,100万haの農地が必要だと言われております。

そこで日本の農地は、現在どの位あるかと申しますと凡そ530万haであります。

この実態から判断すれば食料自給率を100%にするためには、何と日本列島があと二つ必要になる訳であり、これでは物理的に不可能であります。

それでは、どうするか。

余り生意気な事は言えませんが、動物性たんぱく質の摂取を極力抑えて、旧来からの日本型の食生活に変える事も一つでありましょう。

健康上からは、当然すべきであります。

しかし、最も積極的に取り組むべき事は、荒廃農地などを活用して、食料増産を図ることは言うまでもありません。

全国には何らかの理由で30万ha以上もの農地が不耕作の状態であるといわれますが、新治だけでも235haもの耕作放棄地があります。

更には、米の生産調整によって実益を挙げていない優良農地もあるわけであります。

従って、これらの農地を畜産の飼料畑として活用して食料自給率をあげる事は、賢明な策であると思えますし、併せて地域特性と他産業との連携によって、付加価値型農業を展開できるならば、夢は更に膨らんでまいり

ます。

私は、農地が農地として生きている、農村の景色ほど美しいものはないと思います。

例えば、北海道美瑛町の「小麦・ビート・ジャがいも」による三つのコントラストから生まれる農村風景であり、中山間地域にあっては、山並みに囲まれた田園風景などが印象的であります。

しかし、農村が土に生きられなくなった時にはどうか、人の心は亡び、国の崩壊を招くのではないかと危惧するのであります。

(3) 村の概要

それでは、ここで新治村の概要に付いて申し上げたいと思います。

新治村は、群馬県の最北に位置し、谷川連峰に続く三国山系の懷に抱かれた村であり、面積は約182K㎡ですが、その内の80%余りは森林であります。

その中に7,900人余りの村民が生活し、毎日の営みを続けております。

産業は、農業と観光を基軸としておりましたが、昭和63年に農工法により20ha余りの工業団地を造成し、企業誘致に成功してからは、工業も一枚加えることが出来ました。

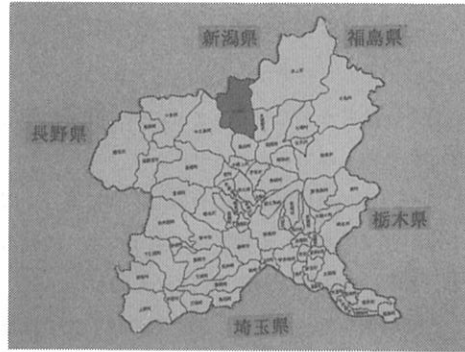
本村の総生産高は、平成8年度には220億円余りでしたが、その内の農業生産高は概ね18億円でありました。

専業農家は53戸、兼業農家は749戸を数えますが、その経営内容は養蚕、畜産、果樹関係が中心であり、特に養蚕に頼っていた村でありました。

しかし蚕糸価格の低迷は、養蚕農家にとって大きな痛手となり、一時は、8億円を超える生産高も、現在では、2,000万円台に落ち込むという壊滅的な打撃を被り、農業生産高も18億円台を余儀なくされているのであります。

また本村の地形は、村の中央に国道17号線と一級河川の赤谷川が併走し、その両側は段丘状になっておりますが、そこには集落が分散し大半の農地が集約されております。

また、史蹟的には、関東と越後を結んだ旧三国街道が



新治村は群馬の北端、新潟県境に位置します



養蚕の衰退で、すっかり荒れてしまった桑園

温存されており、猿ヶ京関所役宅、須川宿などが保存され、当時の情景を偲ぶことが出来ます。

(4) 村の立地的特色

また立地条件を申し上げますと、一つには、新治村を中心として半径200km以内に概ね4,000万人の人々が生活している事であります。

二つとしては、新幹線、高速道路の恩恵を受けて、首都圏には、容易にアクセスする事が可能であり、東京までは新幹線で一時間半、車でも二時間以内に到着できる利便性を有しております。

三番目としては、先程申し上げました自然界からの贈り物に加えて、村内の各地に豊富な温泉が湧出しており「猿ヶ京三国温泉郷」として、ご利用をいただいております。

更には、新治村は典型的な中山間地域であります。

それだけに山は急峻にして、登り下りの地形が多く、この土地をより有効に活用して営みを続けるためには、当

然なことながらインフラ整備が求められます。

しかし、インフラ整備は、公共事業に頼る事が最も賢明であることは言うまでもありませんが、計画をして直ぐに着工できるものでもありません。

ましてや、将来を見据えた総合的な計画に基づいて実行する事が肝要であり、整備計画の策定には、時間も掛かるし、事業には多額な財源を必要とします。

そこで農村公園構想の策定にあたっては、先ずは現状を分析して、白いキャンパスの上に理想とする姿をデザインすることから始めました。

(5) 農村公園構想

農村公園構想の狙いは、中山間地農業の創造と新しい農村観の創出にあり、時代を担う若者が定住する事にあります。

そこで、今の新治村の「産業の状況は、インフラ整備は。そして、福祉や環境、更には教育はどうなんだ」と考えを巡らしました。

本村では既に、昭和54年、三国街道須川宿を中心に設定された一巡6kmの「野仏めぐり」が静かなブームになっておりました。

この「野仏めぐり」は、300ヘクタールの田園風景の中に、点在する野仏や歴史的文化遺産を巡回する散策コースであります。そこには農村リゾートとしての出発点がありました。

何故ならば、私達は、都会の人々がこの農村空間に大きな魅力を感じていることに気づき、農村リゾートの舞台になり得ることを感じたからであります。

そして、地域振興の取り組みは、色々な手法や考え方があると思いますが、成功への秘訣は、それに関わる人達が同じ認識を持つことが大切であろうと思いました。

いわゆるイメージの統一であります。

そこで、農村公園構想は、村全体の将来図を一枚の絵に書き、各ゾーンが、ゾーン毎の機能を発揮するための開発整備を行い、それぞれの機能がうまく連携し合った時に、真の意味での村づくりが達成できると考えました。

従って行政の総合計画を一枚の絵に画けたところが特徴であると思えます。

農村公園構想の基本的理念は、遊園地のような閉鎖的



たくみの里づくりの引金となった「野仏巡り」

な公園ではなく、村全体を美しい公園にするところにあります。

その為には「新治村の風景を守り育てる条例」いわゆる景観条例を、農村公園構想の策定と同時にスタートさせました。

併せて、特に3つのゾーン（農村交流公園ゾーン・たくみの里ゾーン・フルーツ公園ゾーン）については、農業振興を中心に積極的な開発整備を行い、交流事業の最前線基地として建設することにしました。

そして、これらのゾーンを総称して農村リゾートと位置付けて、宿泊ゾーンである猿ヶ京温泉・湯宿温泉などの宿泊施設と有機的に結合させて農業と観光を元気にし、村全体の活性化を図ることを目指しております。

今では、それぞれのゾーンは、確実に動き始めております。

先ず、村全体を美しい公園に仕立てようとする取り組みは、景観条例によって定着しつつあり、併せて花づくり委員会というボランティアグループが誕生して、花一杯運動の輪が年毎に広がっております。

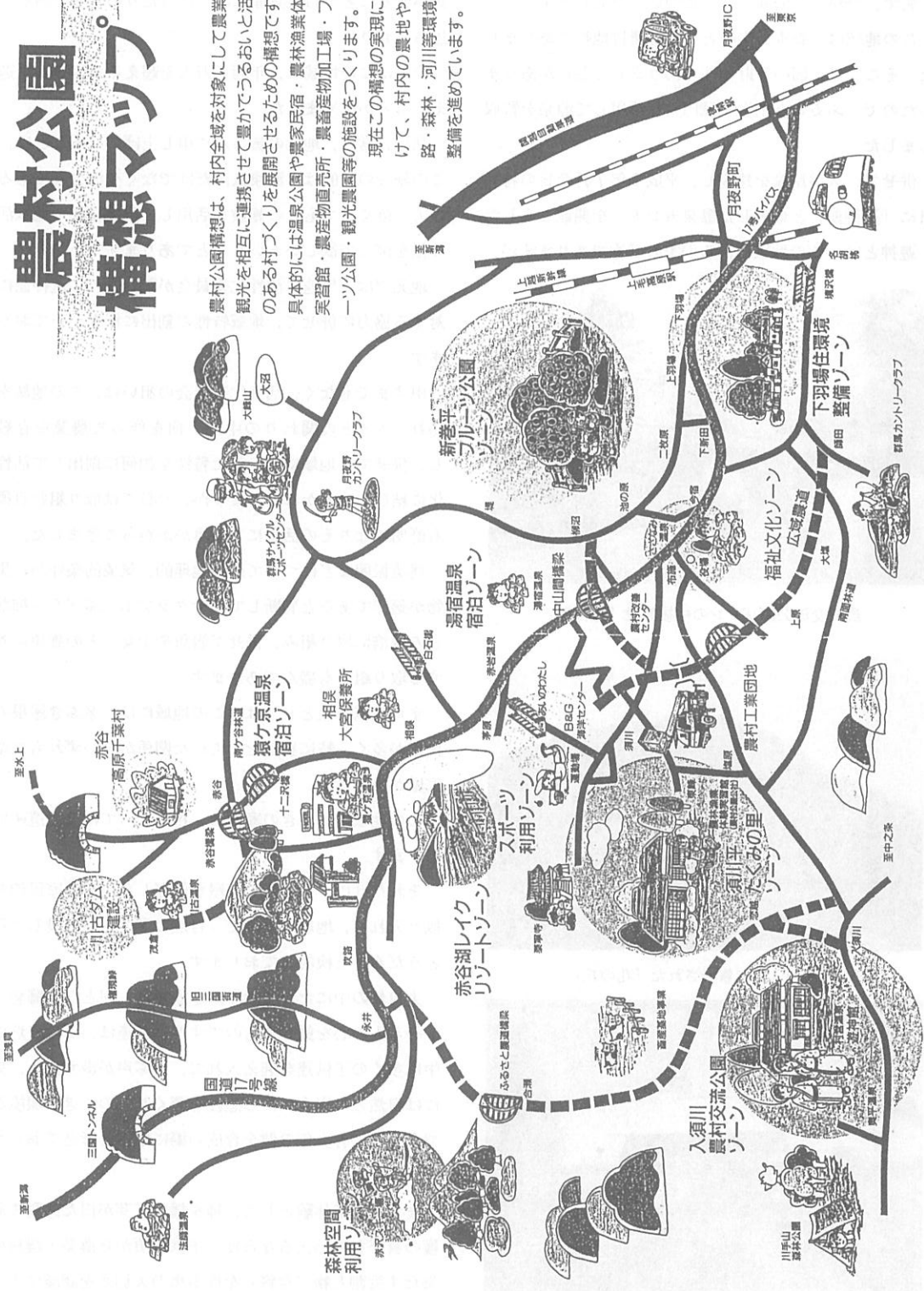
お陰様で、村役場をはじめとする公共施設は、サフィニアをはじめとして季節ごとの花で飾られ、訪れて下さる村内外の人々からは、温かく迎える姿勢が感じられて大変嬉しいと好評をいただいております。

それでは、三つのゾーンについて概略を述べてみたいと思います。

農村公園 構想マップ

農村公園構想は、村内全域を対象にして農業と観光を相互に連携させて豊かでうるおいと活力のある村づくりを展開させるための構想です。具体的には温泉公園や農家民宿・農林漁業体験実習館・農産物直売所・農畜産物加工場・フルーツ公園・観光農園等の施設をつくります。

現在この構想の実現に向けて、村内の農地や道路・森林・河川等環境の整備を進めています。



① 農村交流公園

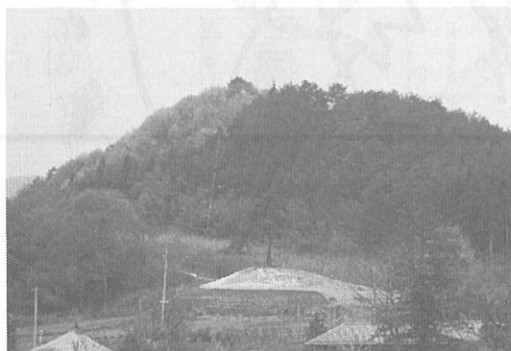
先ず、農村交流公園ゾーンについてであります。

この地域は、養蚕を中心とした純農村地帯でありました。そこには、国の管財物件でありました温泉がありましたので「ふるさと創生1億円」を活用して源泉を買収しました。

併せて、入浴施設を建設し、平成7年7月7日の特異日に「遊神館」と命名した温泉センターを開館しました。遊神とは、この地域にある旧家の愛称でありますが、



農村交流公園ゾーンの中核施設「遊神館」



集落の入口に修景された「花の丘」



今は保養所として使用されている養蚕農家の家屋

漢和辞典によりますと“ゆったりとくつろぐ”という意味があることから温泉館には、びったりの名前であると思っております。

今ではこの地域に、年間18万人を超えるお客さんを迎えることが出来ました。

私は、常々、地元の皆さんに申し上げていることは、この施設の目的は、温泉入浴だけでなく交流公園であるので、飽くまでもこの施設を活用して農業振興や地域活性化を図って欲しいということでもあります。

地元では、早速に活性化委員会が設立され、遊神館に対する協力を併せて、地域特性の創出に汗をかいております。

申すまでもなく、活性化委員会の狙いは、この地域を訪れた人々との関わりの中で、何を作って農業を存続し、併せて、地域に埋もれた特性を如何に創出して活性化に結びつけるかにありますが、今日では取り組む目標も鮮明になりその活動にも拍車がかかってきました。

農業振興などについては、地理的、気象的条件から果物が適作であると判断して、サクランボ、ぶどう、柿などの栽培に取り組み、併せて岩魚や山女などの養魚に対する取り組みも盛んであります。

また地域特性としては、この地域には、茅ぶき屋根の民家が多く、特に養蚕をしていた関係からいづれも大型家屋があります。

この地域の茅ぶきの家屋は、村にとっては文化遺産であります。

それだけに、これらの家屋を保存しながら農家民泊を取り入れて、地域ぐるみで「自然の学校」を建設したらどうだろうと検討しております。

大自然の中にたたずむ茅ぶき家屋は、何となく郷愁をそそり人の心を動かすものですが、私達は、この自然の中に多くの子供達を迎え入れて、喜ぶ声が満ち溢れ、更には自然との出会いから感性を磨くことのできる環境ができれば、青少年の健全育成の場になると考えております。

また、農業体験として、種を播いて芽が出た感動や収穫の喜びを味わえるならば、子供の頃から農業・農村の果たす役割と物（食料）を作る事の大切さを認識することが出来ると思うのであります。

農村交流公園は、遊神館を核として農村地域を存続させる戦略ではありますが、そこに住む人も、訪れる人も、共に喜び、共生できる農村社会を目指しているのです。

② たくみの里

たくみの里ゾーンは、先程も申しあげましたように、旧街道にまつわる史蹟が多く、村の中でも最も農村空間の素晴らしい所であります。

併せて、須川宿は、往還といわれるに相応しい道幅に玉石の堰が側面を流れており、往時の人々の往来や生活の情景を想像させてくれます。

今、野仏は須川宿やその周辺に静かに行んでおりますが、この宿場の中に（住民生活の場）いくつかの匠の家を点在させました。

匠とは、竹細工、和紙、木織、石画、陶芸、など農村社会に伝わる伝統工芸を体験できる匠の家であります。

それぞれの匠では、匠としての職人文化に触れることが出来ますが、併せて食文化も体験できます。

食の体験については、健康志向を前面に出すと共に、地元で取れた農産物を加工して提供しております。

そのメニューは、手作りコンニャク、大豆加工、蕎麦などありますが、いずれもヘルシーであり、体験を通しての賞味は格別であります。

特に、大豆加工については、味噌、豆腐、豆乳、納豆を加工販売しておりますが、他にない風味と独特な味覚から、大変な好評をいただいております。

お陰様でたくみの里を訪れる人々は、年々増えてまいりまして、総合的な案内施設が必要となりました。

そこで蕎麦うち体験を兼ねた農村文化センターを建設し「豊楽館」と命名しました。

古記録の須川記によりますと、今から1230年程前の天平8年（西暦764年）に、第47代の淳仁天皇が諸国巡幸の際にこの地を訪れて、“何とうるわしき豊楽の土地かな”と称賛し、王宮を築いて、大勢の家来と共に住んだことがあると記されております。

豊楽とは「物が豊かで民が楽しむ」とありますが、この地域は、農地も平坦で稲作、果樹栽培を中心とする農家も多く、田園と周辺の山々から生まれる農村風景は四季折々の顔をつくり、正に豊楽の土地であるとお



たくみの里のある須川宿にかつての面影を残す



陶芸の家の体験風景



校外活動で和紙づくりを体験する小学生

ります。

三国街道須川宿は、平成7年度に建設省より「歴史国道路整備事業」の対象地区として選定を受けました。

選定されました須川宿は、本陣を中心とする500mの宿場であります。

改良に伴う実施計画については、群馬県に於いて策定の予定ではありますが、当時の情景をそのまま再現できるように努めているところであります。

たくみの里

ガイドマップ
GUIDE MAP

■たくみの里総合案内所

豊楽館

☎(0278)64-2210

■新治村観光協会

☎(0278)64-0081

■新治村役場(観光工課)

☎(0278)64-0111

●たくみの家かくりモザイクコース

■美園 50m-石廊の家-200m-七五郎の家-80m-市原の家の家

-500m-むらじ屋住宅展示場-500m-木工の家-30m-おまの家の家-150m-薬師寺-700m-

-むらじ屋の家-800m-軒芸 石工の家-500m-庭助の家-80m-和紙の家-30m-木蔵の家

-10m-別荘群-40m-くまの家の家-150m-おまの家の家-200m-目切の家

■野ほとけかくりモザイクコース

野山①-700m-野山②-140m-野山③-900m-野山④-170m-野山⑤

-800m-野山⑥-200m-野山⑦-600m-野山⑧-200m-野山⑨

●お問い合わせ

●星の家の家 (水) ☎64-2201

●和紙の家 (水) ☎64-1047

●木蔵の家 (水) ☎64-1308

●須山宿資料館 (水) ☎64-1032

●くまの家の家 (水) ☎64-0843

●急須の家 (水) ☎64-2575

●マツ子蔵の家 (水) ☎64-2481

●おしげの家の家 (水) ☎64-1334

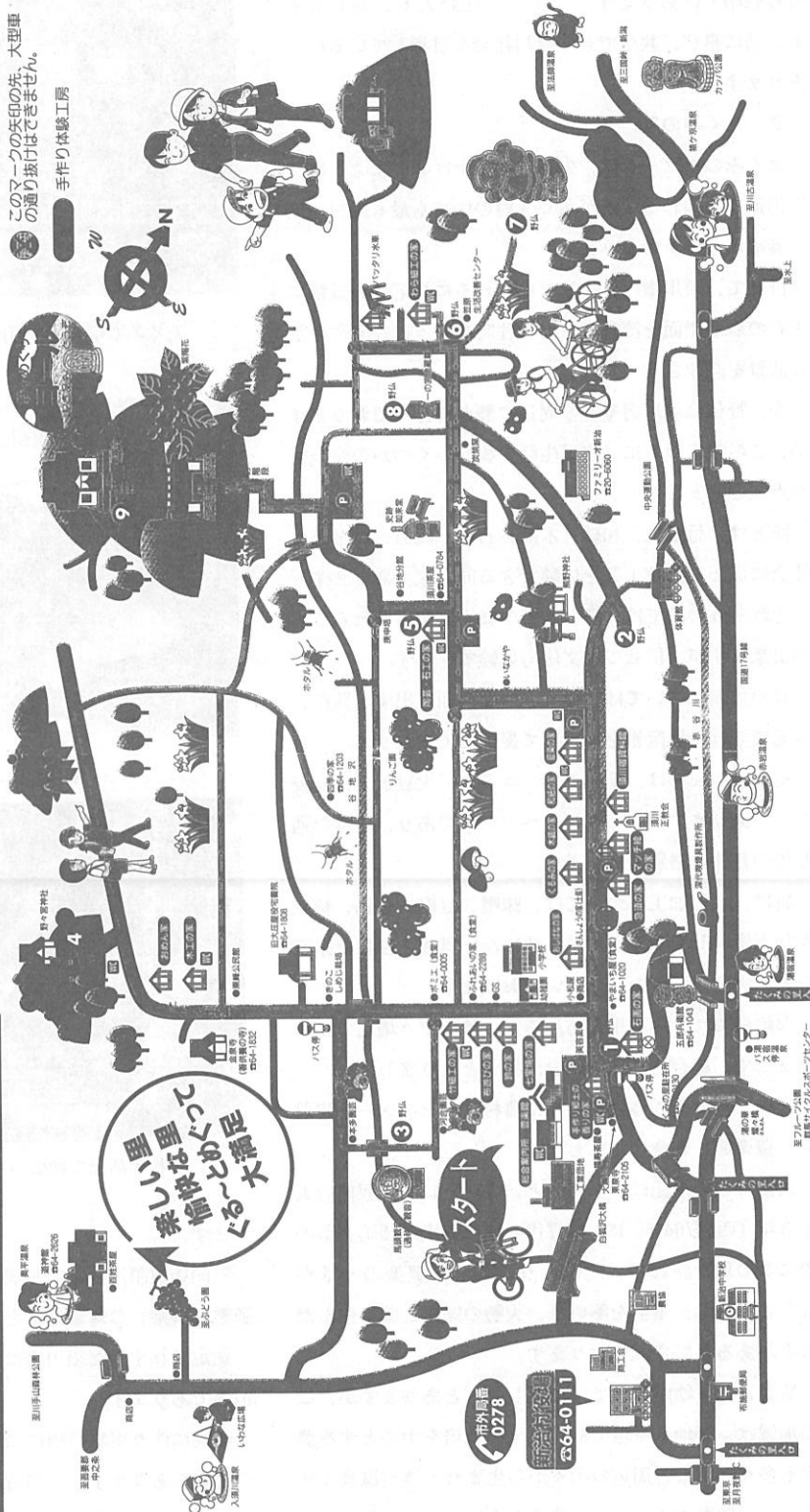


表-1 「たくみの里」の施設概要

平成9年3月末現在(単位:千円)

| 年月 | 施設名 | 施設規模 | 総事業費 | 財源内容 | | | 竣工年月日 | 備考 |
|----|---------------------|---------------------|---------|---------|---------|---------|----------|------------------|
| | | | | 地方債 | 国・県費補助 | 村負担金 | | |
| 60 | 花の道づくり擬木花壇 | W=1m, L=4m, 32ヶ所 | 4,880 | 3,500 | | 1,380 | 61. 3.20 | まち特 |
| " | 木工の家 | 木造平屋 35.61㎡ | 4,250 | 3,000 | | 1,250 | " | まち特 |
| " | 竹細工の家 | 木造平屋 35.61㎡ | 4,260 | 3,000 | | 1,260 | " | まち特 |
| 61 | 須川資料館 | 木造平屋160.86㎡ | 26,000 | 19,500 | | 6,500 | 62. 3.20 | まち特 |
| " | 陶芸の家 | 木造平屋 53.82㎡ | 9,000 | 6,700 | | 2,300 | " | まち特 |
| " | 手作り郷土の香りの家 | 木造平屋236.05㎡ | 41,700 | 31,300 | 10,000 | 400 | " | まち特・県補助 |
| " | 木工・陶芸の家備品 | 木工・電動ロクロ一式 | 3,575 | | | 3,575 | 62. 3.31 | |
| " | 竹細工の家駐車場 | 一式 | 920 | | | 920 | 62. 3.31 | |
| 62 | 須川資料館門扉復元 | 一式 | 2,200 | | | 2,200 | 62. 8.31 | |
| " | 陶芸の家駐車場 | A=228㎡ | 260 | | | 260 | 62.10.20 | |
| " | 自転車置場・朝市屋台 | 一式 | 2,180 | | | 2,180 | 62.11.10 | |
| " | わら細工の家 | 木造平屋 49.50㎡ | 7,900 | 5,900 | | 2,000 | 63. 3.20 | まち特 |
| " | 竹細工の家増築 | 木造平屋 13.20㎡ | 1,800 | | | 1,880 | 63. 3.25 | |
| 63 | 香りの家駐車場拡張 | A=754㎡ | 1,600 | | | 1,600 | 63. 8.12 | |
| " | 須川宿堰改修 | 玉石積L=520m | 37,600 | 28,200 | | 9,400 | 1. 3.31 | まち特 |
| " | 保存倉新設 | ブロック積 | 3,240 | 2,400 | | 840 | " | まち特 |
| 元 | 陶芸の家増築 | 木造平屋 34.78㎡ | 3,800 | 2,800 | | 1,000 | 1.11.30 | まち特 |
| " | 香りの家公衆便所新築 | 木造平屋 29.40㎡ | 10,500 | 6,900 | 2,500 | 1,100 | 1.12.15 | まち特・県補助 |
| " | 案内板等整備 | 道標等 | 727 | | | 727 | | |
| 2 | 緑の木陰づくり | シダレヤナギ他186本 | 4,000 | | 2,000 | 2,000 | 2.12. 4 | 県補助 |
| " | 和紙の家 | 木造平屋 79.49㎡ | 13,990 | 10,400 | | 3,590 | 2.12.20 | まち特 |
| " | 和紙の家外溝工事 | 一式 | 398 | | | 398 | " | |
| " | 木づくりふれあい施設整備 | 水車小屋13.25㎡ | 4,778 | | 2,000 | 2,778 | 3. 3.22 | 県補助 |
| " | 木工の家駐車場整備地 | 駐車場, 防護柵 | 1,403 | | | 1,430 | | |
| 3 | 石画の家 | 木造平屋 96.06㎡ | 15,970 | 12,000 | | 3,970 | 3.11.30 | まち特 |
| " | 木工の家倉庫 | 木造平屋 15.73㎡ | 2,781 | 2,000 | | 781 | " | まち特 |
| " | 緑の木陰づくり | ハナミズキ他201本 | 4,000 | | 2,000 | 2,000 | 3.12. 7 | 県補助 |
| 4 | 公衆トイレ整備 | 1ヶ所 | 4,004 | | 2,000 | 2,004 | 4.11.18 | 県補助 |
| 5 | 駐車場整備(クルミ,陶芸) | 2ヶ所, A=507㎡ | 3,000 | | 1,500 | 1,500 | 5. 8.20 | 県補助 |
| " | 農畜産物処理加工施設 | 木造瓦葺平屋建 A=230.2㎡ | 54,860 | | 27,430 | 27,430 | 6. 3.20 | 国庫補助 |
| 6 | 公衆トイレ, 休憩舎整備 | 1ヶ所 | 7,323 | | 3,500 | 3,823 | 7. 3.27 | 県補助 |
| 7 | たくみの里総合案内所 「豊楽館」 | 鉄骨造瓦葺平屋建 A=1377㎡ | 254,000 | 152,400 | 101,600 | | 7.12.25 | 国庫補助 |
| " | 案内板 | 2基 | 4,181 | | 2,000 | 2,181 | 8. 3.25 | 県補助 |
| " | 休憩舎整備 | 四阿 1棟 | 6,400 | | | | 8. 3.25 | 中部北陸自然 歩道(県営) |
| 8 | 農産物加工所「福寿茶屋」 | 木造平屋瓦葺 95.49㎡ | 50,000 | | 25,000 | 25,000 | 9. 3.25 | 県補助 |
| | 合計 | | 597,560 | 290,000 | 181,530 | 119,630 | | |

まち特: まちづくり特別対策事業(地域総合整備事業債)

表-2 たくみの里入場者数状況調査

(単位：人)

| | 62年度 | 63年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 | 8年度 |
|-----|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 4月 | 529 | 8,545 | 10,549 | 13,749 | 20,501 | 15,694 | 19,173 | 27,858 | 25,322 | 28,674 |
| 5月 | 6,934 | 13,323 | 15,158 | 20,210 | 32,013 | 30,172 | 41,678 | 34,043 | 38,217 | 48,314 |
| 6月 | 7,439 | 8,484 | 13,364 | 18,323 | 22,501 | 20,968 | 27,189 | 22,295 | 24,809 | 21,183 |
| 7月 | 11,490 | 11,104 | 15,664 | 22,899 | 26,818 | 22,052 | 27,862 | 29,066 | 28,046 | 21,138 |
| 8月 | 18,057 | 22,526 | 27,127 | 41,475 | 48,115 | 44,442 | 52,023 | 48,332 | 47,279 | 50,783 |
| 9月 | 11,279 | 10,487 | 12,606 | 19,465 | 21,055 | 22,919 | 24,254 | 29,207 | 30,927 | 46,814 |
| 10月 | 12,086 | 13,828 | 19,405 | 22,418 | 24,721 | 29,681 | 39,073 | 41,288 | 47,513 | 56,978 |
| 11月 | 13,351 | 12,862 | 17,830 | 24,381 | 25,599 | 29,608 | 34,855 | 36,065 | 40,056 | 43,551 |
| 12月 | 1,921 | 2,401 | 5,083 | 7,107 | 10,076 | 9,234 | 14,155 | 10,912 | 12,347 | 14,468 |
| 1月 | 1,818 | 1,918 | 2,008 | 2,044 | 5,131 | 5,608 | 5,674 | 5,012 | 4,401 | 7,047 |
| 2月 | 1,544 | 2,194 | 2,196 | 2,677 | 4,152 | 6,100 | 5,080 | 7,154 | 6,069 | 5,998 |
| 3月 | 1,515 | 4,120 | 6,729 | 11,029 | 13,130 | 12,703 | 15,033 | 13,898 | 14,976 | 19,737 |
| 合計 | 87,963 | 111,792 | 147,719 | 205,777 | 253,812 | 249,181 | 306,049 | 305,130 | 319,962 | 364,685 |

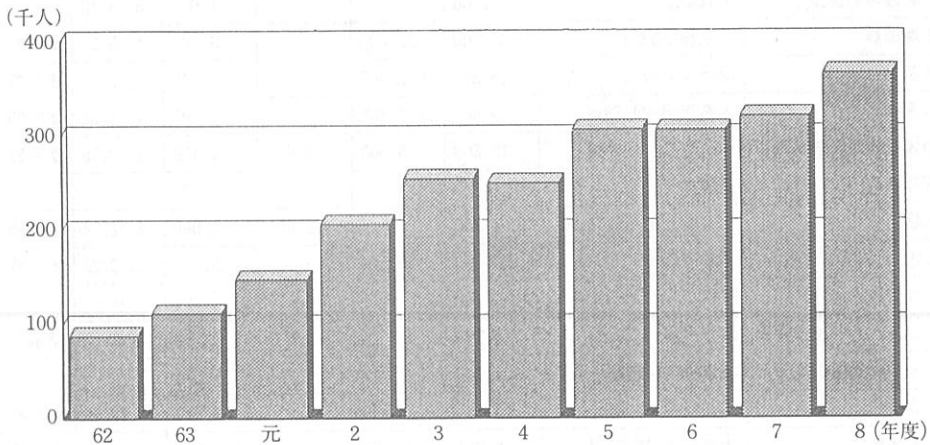


図-1 たくみの里入場者年度対比

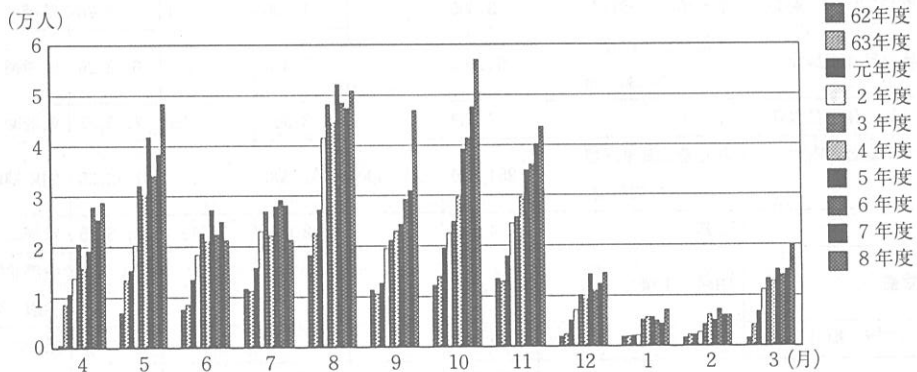


図-2 たくみの里入場者月別対比

尚、今年度に於いては、東京電力(株)・NTT(株)のご協力をいただいて、電柱の移設を行うことにしております。

またJR東日本では、たくみの里の一角に、今年4月より家族やグループを主体とする滞在型ホテル「ファミリーオ新治」を開業されて、グリーンツーリズムの情報発信基地としてその役割を担っていております。

何れにしても農村公園構想の策定のきっかけとなりました「たくみの里」は、観光には全く無縁の農村地帯でしたが、今日では年間40万人もの人々が訪れる農村リゾート地になってまいりました。

③ フルーツ公園

三つ目のフルーツ公園ゾーンは、上毛三山の赤城山や三国連山を眺望できる極めて風光明媚なところであります。

標高は、500～700mで昼夜の温度差があり、南の日向斜面で日照時間も長く果樹栽培には、最適地であります。

村内では、最もリンゴ栽培の盛んな地区ですが、観光によるもぎ取りと贈答用で市場出荷は殆どなされておられません。

この地域には、群馬サイクルスポーツセンターとゴルフ場があり年間12万人程のお客さんが訪れております。

フルーツ公園は、リンゴを中心にしてサクランボ、桃、ぶどう、プラム、洋梨などの苗木を今年中に植樹することにしております。

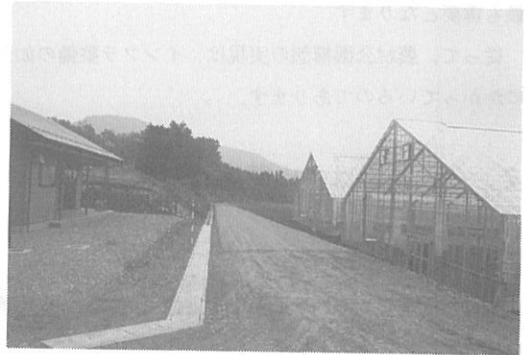
規模としては、7ha程の桑園跡地を圃場整備して露地と施設栽培で5ha、管理棟、公園、道路などで2haであります。

既に、ハウス施設は間口22m、奥行き80mのハウス5棟が完成しており、その内の2棟には、この春に鉢植えのサクランボを施設内に植え変えましたので、少量でありますが、初なりを味わう事ができました。

後の3棟については、桃とぶどうの苗木を植える事にしてありますが、露地についても計画的にリンゴ、ぶどう、洋梨などを植樹してまいります。

管理棟は、来年度に着工の予定ですが、フルーツ公園の管理と果物のジャム加工などが体験できる施設であります。

また公園については、既に世界中のりんごを350種類、



フルーツ公園の外観



ハウスではサクランボなどが栽培されている



たくみの里の沿道に植えられたプラム

本数にして700本を収集してありますので、これを活用して「世界りんご博物館」をつくりながら整備をする予定であります。

フルーツ公園の完成は平成12年度を予定しております。

以上、三つのゾーンについて申し上げましたが、これらのゾーンがグリーンツーリズムの最前線基地としてその機能を発揮するためには、ゾーン内の開発整備に併せて、ゾーン間を安全にして快適に連携できる体制整備が

最も重要となります。

従って、農村公園構想の実現は、インフラ整備の如何にかかっているのです。

2. 公共事業は中山間地域の命

(1) 農村は国民の故郷

今や、国民の大多数は心の拠所とする故郷を、農山漁村に求めていると言われます。

しかし、農山漁村は国民を支え、国土を支える場所であるにもかかわらず、人も土地も荒廃し始めているのも現実であります。

私はこの機会に国土を守り、緑を保ち、水を恵む農村は国民共有の財産でありたいし、国民の義務として守るべきであると強く訴えたいのであります。

都会人やマスコミの一部には、就業者数やGDPへの貢献度が低下する一方の農村や農業に、これ以上、公共投資を上積みするのは意味がないという考えがあるようですが、時代錯誤もはなはだしく残念に思うのであります。

中山間地域に居住する私達は、農村が持つ治水、利水、景観の保全などの公益的機能を守りながら、農村を故郷とされる人々のリフレッシュの場として、更には新たに農業に挑戦してみようとする人達を迎えるために、緑の大地を誇りを持って守り支えてまいります。

それだけに思うことは、まだまだインフラ整備の遅れている農山村に対して一層の公共投資を期待すると共に、国土を守る人を、農山村のその地に育てる運動を、是非共展開すべきだと思っております。

(2) 農業農村整備事業がインフラ整備の柱

また、農村を維持継続していくためには、農地が生産力を発揮して経済的にも営みを続けることの出来る環境づくりが肝要であります。同時にインフラ整備も必須条件であり、この二つが上手く噛み合っこそ農村が成立するのであります。

そして、村づくりの手法は、色々あると思いますが、与えられた資源の活用如何によって地域特性が生まれるのであり、そこにはバラエティに富んだ農村の創造が潜

在していると思うのです。

新治村民は、「農村公園構想」を選択しました。

そして、長年の年月を重ねて胸突き八丁のところ迄到達しましたが、振り返って思う事は公共事業の力であり

ます。公共事業の力があればこそ、インフラ整備も図られて、農村公園構想をここまで推し進める事ができました。

山村振興法ができてから30有余年になると伺いますが、その間、農山村に果たしてきた役割は極めて大きく感謝をしております。

その中で、新治村では、農水省、自治省関連の事業が中心であります。

農村交流公園ゾーンは、自治省の「辺地対策事業債」を中心とし、たくみの里ゾーンは同じく「地域総合整備債」と農水省の「山振等農林漁業特対事業」を導入して整備を進めてきました。

更にフルーツ公園におきましては、農水省の「農業農村整備事業」と「山振等農林漁業特対事業」を中心にして平成12年を目途に現在、建設中であります。

また、ゾーン間の連係体制の確立と村民生活の利便性と快適性の確保、更には、生産基盤の整備は「農業農村整備事業」を中心に推進しておりますが、この事業は新治村政の柱であり命であります。

その内訳は「中山間地域総合整備事業」「広域農道整備事業」「県営圃場整備事業」と、更には自治省との関係の中で「県営ふるさと農道緊急整備事業」にも取り組んでおりますが、全ての完成を平成14年度を目指しております。

平素からの関係各機関のご指導とお力添えに重ねて感謝を申し上げる次第であります。

(3) 湯の華・燦々橋

新治村は、今年で生誕満90年となりました。

地形は先程申し上げましたように、一級河川赤谷川沿いの、村の低地をほぼ南北に縦断する国道が通り、兩岸の段丘上に集落と農地が分断されております。

段丘上の集落へ通じる道路は、坂を上り下りする事を余儀なくされ、隣の集落や圃場に行くには一旦国道に下りてからまた上がるという効率の悪さでありました。



3つのゾーンを結ぶ「湯の華・燦々橋」

また、農村公園構想からもこの両段丘に挟まれる谷間が障害となり、この対策について検討を重ねておりました折に「中山間地域総合整備事業」の情報をいただき、この事業によって橋梁の架設が可能な事を知りました。

早速、生産基盤と集落環境の整備事業などを中心として、事業申請をいたしましたところ、幸いにも平成2年12月に即着で採択されました。

以来、度重なる残改によって、事業費は約40億円にも達し各種事業も順調に実施されました。

そして、この事業の集大成とも言える橋梁の架設も平成8年10月に完成し、村民の大望でありました両段丘を平面で結ぶことができました。

その橋を、「湯の華・燦々橋」と命名しました。

その由来は、橋名から温泉村を主張できると共に、神が私達村民に与えてくれた「水と土と出湯」を活用して農村公園という大きな花を咲かせ、農業・農村の時代に相応しい真に豊かな村づくりをする決意のあらわれでありました。

そして「水と土と出湯」は、愛と幸福を生み、この橋を渡ったり、潜ったりした人々に、愛と幸福が燦々と注がれる事を願ったのであります。

「湯の華・燦々橋」は農道橋であり、しかも国道の上空50mの所に架けられた、延長147mの橋梁として話題を呼びましたが、架設を契機に、農村公園構想も一段と加速がつき、大きな期待と夢を膨らませているところであります。

3. 健康で豊かな村づくり

(1) ふるさとづくり新時代

さて、京都大学の嘉田教授は、これからの時代を「ふるさとづくり新時代」としております。

ふるさとづくりの基本は、村づくりであります。当初は、過疎化の波が押し寄せる農山村の振興が目的でありました。

しかし、バブルの崩壊以降は、農業・農村が持つ自然の魅力と、そこに息づく文化や歴史的な価値などについて、都会の人々を中心として評価をする芽が出てきました。

そして今では、農業・農村には、活性化をフォローする風が吹いていると言われ、そこには確実に新しい価値観が生まれようとしております。

チャンス到来であります。決してこの時を逃がしてはならないと思います。

その為には、益々交流事業を盛んにして農村の良さを訴えると同時に、住む人・訪れる人の出会いの場から、信頼関係を構築することが肝要であると思うのであります。

'80年代には、一村一品というユニークな運動が脚光を浴びました。

そこには、新たな体験を通じて「やればできる。頑張ろう」とする自信と誇りが芽生えました。

新しい芽は更に大きくなり、農産物やその加工品は、ふるさと宅配便からアンテナ・ショップに置く物産館方式の販売方法となり、正に流通革命にまで及ぶものであります。

更には農業の付加価値化が進み、農産物を素材のまま販売するだけでなく、食品加工によって付加価値を高めるという農業の1.5次産業化が進み、より高価に農産物を販売するようになりました。

そして現在では、新たな地域おこしと相俟って、都市と農村の交流が活発化しており、農村の現場や街道筋で販売するという新たなマーケティング戦略が生まれようとしております。

こうした変化は「ふるさとづくり新時代」の到来を強

く感じさせるのであります。

(2) 新治産大豆の力

しかし、先程も申し上げたように、本村に於ける養蚕業の衰退は、桑林の乱立を生み、予想以上の荒廃農地をつくってしまいました。

年毎に破壊されていく農村空間を守るためには、桑園に代わる作目の選定が急務であります。

そこで、桑林を計画的に抜根して、その後作には大豆、蕎麦を奨励し、種子の無料配布をし、収穫にあたっては刈取収穫機を貸し出しするなどして、積極的な振興策を行ってまいりました。

お陰様で予想以上の生産量があがっておりますが、これらの買い受けは村が100%出資の(財)農村公園公社が、市場価格の2倍の価格で購入しておりますので、米の生産調整に対する対策にも利用されるなど、作付面積も年々増えております。

新治村を含む利根沼田地方は、群馬県の面積の28%にあたりますが、過去には大豆の生産地としてその名を響かせたこともありました。

当然のことながら、良い大豆からは美味しく、風味のある味噌ができ、その生産量は信州に負けない時代もあったと伺っております。

しかし、輸入大豆の時代になってからは、一変してしまいました。

今日では83%にも及ぶ輸入大豆で味噌、豆腐、納豆などが加工、販売されております。

しかし、消費者側から見ると、遺伝子の組み替えや輸入時の検疫消毒などから、その安全性が危惧されはじめ、国産大豆が大きく見直されてまいりました。

数年前より、本村では農村公園公社を中心として、統一された良質な新治産大豆によって、味噌、豆腐、豆乳などをつくり販売しておりますが、今年からは納豆にも挑戦しているところであります。

そして、これらの事業の中心的な役割を担っているのは女性(主婦)であります。皆さんが異口同音に言われるのは、一緒に同じ目的を持って働くことは、「楽しい、ある程度のお金にもなるから」と、生きがいを持って事業に取り組んでおります。



女性の生産者グループが手掛ける豆腐づくり



村内産の大豆を100%使用し生産される豊楽豆腐



かあちゃんが生きがいを感じながら作るまんじゅう

今日までの行政主体の取り組みは、ややもすると男性が中心になりがちでしたが、これからはウーマンパワー、レディスパワーが求められ、女性が生き生きとして「かあちゃん」の顔が輝いている地域は、非常に元気で活性化が進んでおります。

美味しい味噌が、豆腐が、豆乳が素晴らしい。

独特なつなぎの蕎麦は、美味しくて珍しい。

桑のエキスによる手打ちうどんは、健康食。

「かあちゃん」指導の蕎麦打ち体験は楽しかった、等々。

大変に好評をいただいておりますが、いずれも「豊楽館」「遊神館」などで体験をしながら、ご賞味いただけます。

「ふるさとづくり新時代」の主役は、間違いなく女性であります。

女性が頑張れば、男も負けては居られないのは当然であります。そこに生まれる知恵と努力の葛藤が、農村リゾートづくりのエネルギーにもなっているのであります。

(3) 年金プラス60万円構想

更に期待されるのは、熟年の皆さんの力であります。本村の高齢化率は、平成9年度で24.3%であり、年々1%の上昇が予想されております。

この事は、一方では少子化が進む反面、平均寿命が延びている現れですから、長寿を喜ぶと同時に、毎日の社会生活の中で、如何に生きがいを持ち続けられるか、その対策が求められているのであります。

“生きがい”は、当然のことながら個人差がありますが、一般的には健康な心身が維持され、社会の一員として活躍の場がもてることだと思います。

そのためにはどうするか。

健康管理上から言えば、ゲートボールも大いに結構ありますが、私は更に、年金プラス60万円構想を提唱しているのであります。

何故ならば、熟年の皆さんには、永年に亘り培った貴重な体験と技術があり、これらの力は村の大きな財産であり、教育資源であると思うからであります。

そこで、これらの力を活用できる機会をつくるため



農村公園公社の事務局を置く豊楽館

に、「シルバー人材センター」を設立して、農業技術の伝承や、農地の保管理などについて、指導的な立場でご活躍をいただいております。

併せて、自分自身で育て栽培した農産物などを、農産物直売所に於いて販売し、予想以上の収入を得ております。

今日では、年金プラス100万円構想というのが適當のようであり、目の輝きも増してまいりました。

このように、交流事業は就業の機会と所得を与え、生きがいを創生できますが、総じては、事業が成功してこそ成せる業であり、それだけに夢と希望を忘れずに、飽くなき挑戦もまた必要なのであります。

嘉田教授は、ふるさとづくり新時代を成功に導くためには、「3た主義」が必要であると主張されております。

「3た主義」とは、「たのしく、ためになり、お金がたまる」でなければならぬとしております。

そして、これらの成果として、最低限は金銭的に報われることであり、経済的に成り立ってこそゆとりが生まれ、活動も長続きするとしております。

今後とも女性と熟年の皆さんには、農村公園構想の事業に参加されて、常に精神的な若さを保持されながら、生きがいのある毎日を送られて、「健康で豊かな村づくり」に活躍されることを期待しているところであります。

尚、農村公園公社の平成9年度決算の概略を申し上げますと総事業収入額は約4億円ですが、その内、約7千800万円は起債償還などのために、村の一般会計に繰り出しをしております。

職員数は、主婦を中心にして、パート職員が主流をな

しておりますが、現在は、65名であります。

お陰様で創立以来、黒字決算を継続しておりますが、当面の目標としては、総事業収入額を6億円とし、職員数も100人体制を目指しているところであります。

結 び

先日、「宝島の発想」という本に出会いました。

この本は、長崎県対馬の松村美津島町長の奮戦記であります。

そしてその内容は「島から地方から新しい風が吹きはじめた。知恵と勇気があれば、小さな町や村から日本を変えられる」と大胆にも語られ、大変に興味を引き感銘の連続でありました。

美津島町は、離島対馬の一つの自治体であります。

そこでの発想は、「都市と島の交流によって新しいアメニティーの世界が広がっていく。都市住民の疲れを島で癒す。パカンスを島で過ごしてもらおう。そしてリフレッシュして、英気を養って、また職場に戻っていく。その役割は島でないと……」と言っております。

更には、200海里時代になれば水産資源、海洋資源も見直され島の役割は極めて大きくなり、正に宝島であると訴えております。

それでは、この事を農山村に当て填めたらどうでしょう。

「都市と農山村の交流によって新しいアメニティー世界が広がっていく。そして農山村は都市住民のリフレッシュの場がある……」までは同じであります。

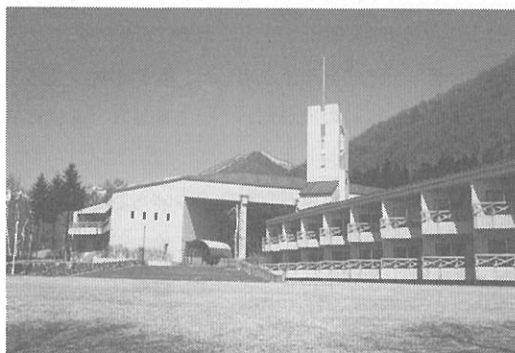
更に農山村は、海洋資源はありませんが、命の次に大事な水の源があることを忘れてはならないと思っております。

全国には、その自治体の面積の80%以上を森林が占める自治体は、1,196市町村ありその大半は中山間地域であります。

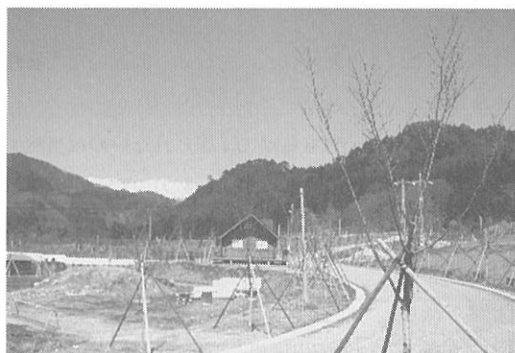
そして国土全体に占める割合とえば、何と47%に達し、人口率は4%にすぎないのであります。

しかし、森林のあるところは、水源涵養林などの水源地であります。

裏を返せば、僅か4%の人間が、世界の経済大国と自



千葉市の保養施設「高原千葉村」



大宮市の保養施設建設予定地



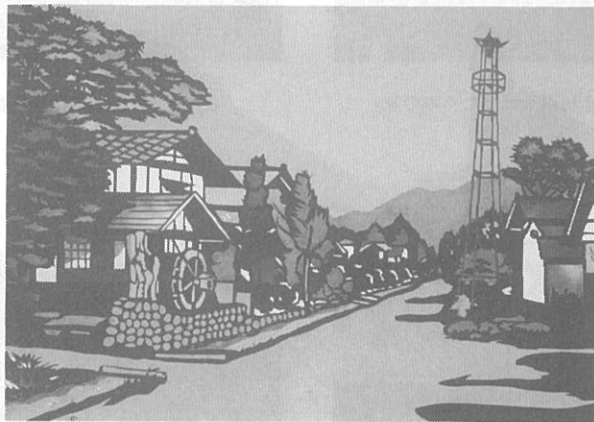
JRの宿泊施設「ファミリーオにいほる」

負する日本の経済活動と、1億2000万人余りの生命とも言える水を支えていることになり、これ以上の公益的な役割はなく、誇りにさえ思うのであります。

ここまで長々と述べてきましたが、私が訴えたいのは、この大地に、人間が永遠に生き抜くためには、農山村が持つ公益機能を国民挙げて守ることが不可欠であるということを申し上げたいのであります。

そのためには森林交付税の創設にも期待はするが、先ずは真摯に農業を生命の産業ととらえて、農業・農村を維持継続するために全力を尽くすことであると思うのであります。

「農村は国民の故郷であり、農業は日本文化の礎である。」との風潮が高まるならば、農山村は国民がリフレッシュする場としての評価も高まり、ふるさとづくり新時代は、夢と希望の時代になると確信するのであります。



松島美津島町長は、「島から地方から新しい風が吹きはじめた。」と言われますが、私達はこの風を生かして、農業・農村を活性化させる時の流れをつくらなければならぬと思います。

それには、農山村に住み、力強く生き続ける地域住民が、今、何を目標にして、自助努力を重ねるかにあると思います。

新治村は農村公園という舞台をつくりました。

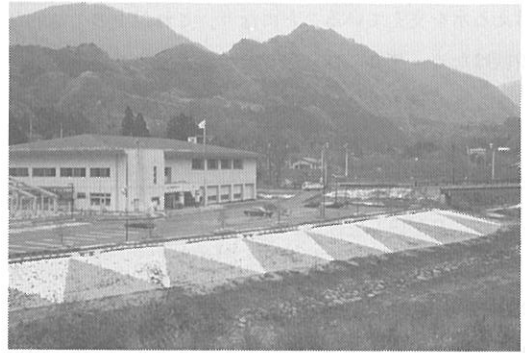
その舞台で主役を演じているのは新治村民であります。

そして、新治村を訪れて下さった客席の皆さんも、機会があれば主役を演じる側に廻ることを期待しているのであります。

私達、新治村民は今後とも「自治愛郷」の言葉を噛み締めながら、“自ら耕し、自ら興す”自耕自立の精神を旺盛にして、村づくりに精進してまいる決意であります。



三国街道の資料が展示されている須川宿資料館



B & G海洋センターを彩る芝桜



昔ながらの民家をそのまま利用した「たくみの家」



住民活動による宿塚の花飾り



1階、そして2階3階にも花が飾られる役場庁舎



第19回現地研修集会(1997.8.27)の記録*

分科会1 「高度情報化の実施例と展望」

<司会>

富山県立大学

瀧本 祐士

<パネラー>

構造改善局事業計画課

今井 幸彦

新潟県亀田郷土地改良区

松本 公治

N T T北陸マルチメディア推進本部

國谷 吉英

富山県八尾町

武部 哲央

瀧本：始めに4人のパネラーに自己紹介をお願いします。

今井：現在事業計画課で農村総合整備事業の計画審査、助言を担当している。平成9年創設の田園地域マルチメディアモデル事業も担当している。今日は審査の立場から発言したい。

國谷：昨年までの3年間富山県情報企画課で県の情報化、インターネット関係の仕事をやっていた。高度情報化と農業農村の活性化について述べたい。

松本：土地改良区で生産基盤整備のハード事業を担当している。地域の情報化の仕事にも従事している。

武部：八尾町は平成7年から農水省の構造改善事業と通産省の事業によって情報インフラ整備を進めてきた。平成8年までに整備した。山間地なので農業農村にも活かしている。インターネットに本気で取り組んでいる。

瀧本：各パネラーから話題提供を願いたい。

今井：情報化は民間主導が望ましいが、都市部から実施していくため需要の少ない農村部には民間は入らない。

そこで行政が担当する部分が出てくる。3年前から郵政省と勉強会を行っている。平成9年度は全国100地区で事業が行われている。始まりは農村の有線電話の高度情報化を図るために農村CATVを敷設することからである。昭和48年創設の農村総合整備モデル事業の中の生活環境整備の特認として農村型CATVが実施できるようになった。その後非公共の構造改善事業や山振事業でも

CATVの事業化がなされた。FAX網や同報無線などのハード事業もやられている。形態については、従来は農家を対象に一方的に情報を流すものから現在は放送と有線の融合へと進歩した。田園地域マルチメディアモデル事業は期間と地区を限定しモデル的・拠点的に整備する補助事業である。民間でやるべきところは民間でやってもらい、期間限定の中で農村の高度情報化のためのガイドラインを作ることを目的にしている。今年度は岩手、岐阜、京都の3地区で採択する予定である。特徴は調査と連動して事業を実施することである。調査においては、ガイドライン作成と事業の立ち上げを助言するための2つの委員会を設ける。本委員会と技術委員会がある。この委員会の中で地区の立ち上げと農村の高度情報化のあり方を検討してもらっている。縦割りの弊害をなくするため郵政省と協議会を設け連携している。課長レベルで論議している。郵政省の特殊法人とも連携して、ここが開発した技術を活用することを考えている。たとえば無線型CATVで、山や川などの障害があって電線の敷設が不可能な場所でも使える。

情報化基盤はあくまで手法であって目的は活性化等にある。ハードの整備だけでなく後々の管理・運営も考えなくてはならない。町や村が今後どういう方向に進んでいくのか自治体がしっかり構想を練り、その中に高度情報化を位置づけて欲しい。本当に必要なものは何か、他

*分科会の内容は事務局の責任で要約した。紙幅の都合上、掲載できなかった発言も多くあることをご了解願います。

の部門も含めた地域全体で考えて欲しい。

國谷：今はNTTに戻りインターネットサービスOCN (Open Computer Network) の仕事に従事している。金沢にセンターを開設している。全国4カ所で分担しており、他は仙台にオペレーションセンター、札幌に料金センター、東京にサーバーセンターがある。全国の客からの注文はすべて金沢で受ける体制になっている。電話局単位ではない。センターの職員は約150人で、その内正社員が50人、残りは派遣社員である。マルチメディアの考え方は電話事業と大きく異なる。例えば、電話の新サービスは2年程かけて行いが、インターネットの新サービス・新技術は半年なためテンポが非常に速い。

富山県はLANやインターネットなど情報化に早くから取り組んでいる。県の高度情報ネットワーク懇談会で検討がなされ、早くインフラを整備しないと都市部に遅れる。そこで光ファイバーの動脈を構築したいが費用がかかりNTT等民間ではできない。

アメリカではオープンネットワークが進んでおり、実際行って見てきたがインターネットの普及率は60~70%である。日本は汎用機による財務会計システムが全自治体に入っている程度である。IBMはコンピュータメーカーとしては強かったがマイクロソフトに負けてしまった。法律で通信とコンピュータの垣根をなくし両者が融合した時からIBMの凋落が始まった。日本のコンピュータメーカーがIBMに追いついた時には世界はマイクロソフトのソフトを使わなくてはどのコンピュータも動かないという状態になってしまった。つまり日本は基本OSの分野でアメリカに7~8年遅れている。NTTのOCNも最初分社化を考えていたが本社直営で新規参入をした。現在全国に6万人のユーザーがいる。年度内に25~26万人のユーザー獲得を目指し、国内プロバイダーのトップになることを目標にしている。

インフラ整備は需要の多い都市部から投資していけば会社としては効果がある。地方は新幹線や高速道路のようにいつも後になる。そこで富山県では民間が立ち上がるまでは行政が支援していかなければならない、ということを進めている。昭和60年に検討会を設置した。他の自治体ではOA化は総務部の担当として位置づけられる。これまで4次のOA化推進計画が実施された。「第2次

富山県OA化推進計画」では、平成4年に庁内のLAN設置に先駆けて課内に小規模なものを試行導入した。平成5年の第3次計画では全庁LANの整備を早急に行い業務のあり方を変えていくことが謳われた。平成8年に「富山県庁情報通信網(LAN)基本計画」が策定され、今年の3月に運用開始した。問題は職員全員にパソコンを配るとなると費用がかかる。各種装置も必要である。平成8年度には2億円の予算で各課に1台のパソコンを設置した。しかし電子メールは個人対個人である。一番使わないであろう管理者の意識を変えることから始めなくてはならない。管理者からやらないといつまで経ってもやらない。上からつまり課長以上からやるのである。予算があつて一挙にやれば効果がある。電話の時代は線だけの勝負だった。光ファイバーを早く整備すればそこに多くのコンテンツが立ち上がる。ハードだけ整備してもソフトつまりどういう使い方をするかがないと意味がない。電話と同様早く整備し職員全員参加型とする。インターネットにつながる環境を早く整備すべきである。ネットワークが整備されたら行政が主体となって県民との間でやりとりをすべきである。

一般に、マルチメディアは各種情報をデジタル化した双方向のものである。まだまだ新しいものが出てくるだろう。スタンドアローンのパソコンでもおもしろいが、オンライン型のリアルタイムが今後の主流となろう。農業では、マルチメディアは農業関係機関だけが使うのではなく農家にも早く普及させなければならない。

松本：亀田郷は信濃川と阿賀野川に囲まれた輪中地帯で、農地面積1万4千ヘクタール、居住人口は25万人、その内農家は6千戸ある。改良区の組合員は約5千人である。大多数は非農家である。輪中内の水管理を改良区が担当しており、この水管理のシステム化から始めた。他に雨水情報による流出解析システムや、1万1千ヘクタールの農地を300メッシュに分けベクトルデータ化したGIS、18万筆の土地管理データベース等がある。

従来はワークステーションに別々のシステムを入れていた。これらを光ファイバーで接続し、相互の互換性とデータの共有化を図るので汎用機並のパフォーマンスがある。平成元年から公共事業で整備を始め平成7年に完了した。4~8月の灌漑期と随時の雨に対して活躍し

ているがその期間だけしか使わないのではもったいない。非灌漑期の遊休をできるだけなくすため地域情報化を図り、非農家へもサービスを始めた。当初他の機関はあまり乗り気ではなかったため改良区が中心になってやっている。農業経営等改良区の役割外の分野もサポートしている。300台のノート型パソコンを水管理組織に貸与し、パソコン通信とFAX網でネットワーク化を図った。WWWサーバを導入しプロバイダ業務も行っている。加入農家が自らホームページを開いてコンヒカリの産地直販や物流などを始めている。種々の機関も加入し情報を提供してくれている。利用内容を考えビジュアル化するなど生情報を2次加工して提供している。初心者を対象にパソコン教室も開いている。改良区の通常業務とかけ離れているので将来は第3セクター化を考えている。利用者に支えられた経営が重要と考えている。

武部：情報化の直接目的は農業農村の振興だが町の活性化のために導入し情報の過疎にならないようにした。しかし実際はそれほどでもなく町内で論議している。

サービス内容は一般放送の再信、自主番組（農業、コミュニティ）である。農業部門は関係機関に協力してもらっている。番組制作に人件費がかかる。無料のCATV電話は9割が加入している。有料化すると6割に減るだろう。防災用の野外拡声器が5カ所と各家庭にはお知らせ・緊急放送用の音声告知放送器が設置されている。38チャンネルの文字情報もある。新しいシステムとしては、センターに電話で接続し自宅のテレビで映像を見られるものがある。ただしビデオ・オン・ディマンドより機能は劣る。以上が補助事業の内容で22億円かかった。単独事業の方も約30億円かかっている。平成7年に6千戸の宅内引き込みが完了したが町民の意識改革が大変であった。料金は2,500円/月で採算ぎりぎりである。他に通産省の補助事業で6～7億円かけて通信関係をやっている。学校、公共施設で高速のインターネットが使用できる環境が整備された。今後の課題は、運用のための人材育成が急務である。税金によるためすべての人に受益が及ぶようにしなければならないと考えている。

瀧本：会場からの質疑をお願いします。

質疑：亀田郷の利用料金はいくらか？

松本：補助事業によることと試行期間であることから無

料で行っている。将来は課金の予定である。

瀧本：ランニングコスト及び経営についてどのように考えているか？

園谷：設備を作るのは簡単だが、その上のコンテンツには著作権があり使用料金を払う必要がある。客から高い料金を取るとなるとなかなか商売になりにくい。

今井：補助金で公共投資をやれる部分は限られている。CATVはほとんどが赤字である。財政を圧迫させてはならない。機関の能力に応じてやるべきである。

武部：加入率を上げること、人件費を抑えること、及び関係機関の協力も重要である。常に新しい情報技術を取り入れていかないと町民が離れてしまう。防災等本来は一般会計でやるべきものを分離すれば黒字になると思う。

瀧本：最後に、これからの情報化のあり方についてどのように考えるか？

今井：情報は常に新しいものに更新しないと価値がない。情報を管理する組織・人作りが大切である。メーカー主導だと大事な点を見落としがちになる。農業情報も地域機関の協力が必要で、ハードを作るだけでなく地域の情報をどう取り扱うかも併行して進めていくべきである。園谷：情報化は教育と医療の分野で積極的に取り組まれている。今後情報リテラシーとプライバシーの保護が問題になると思う。教育では子供の頃からキーボードに慣れさせ、自分の興味や判断でソフトを操作させることがよい。農業では新しいソフトを導入した場合、その操作方法やマニュアル整備が課題となろう。

松本：初期投資を公の金で行ったため現在は無料でサービスしているが、地域のニーズに沿った独自の情報化を進めるとなるとさらに費用がかかる。地域情報を扱うのに年間6千万円のランニングコストがかかっている。職員は6人である。3千人の会員がいないと費用がペイしない。数年後には独立させる予定だが、情報の中身がしっかりしていることが不可欠であると考えている。

武部：コミュニティチャンネルで職員が少なく対応が困難であるが、一人でも多くの住民を写すようにしている。身の回りの映像はみんなが見てくれるし、また情報を提供してくれる。通信事業では正確な情報を提供することが重要と考えている。

（文責：部会事務局 原山昭彦）

分科会2 「高齢化社会に対応した農村整備とは」

<司 会>

富山県立大学

広瀬 慎一

<パネラー>

佐久総合病院元婦長

塩沢 和子

秋田県大森町

阿部 勝行

北日本放送

長谷川和夫

富山県土地改良事業団体連合会

竹内 寿一

富山県朝日町蛭谷地区

松原 一雄

広瀬：各パネラーには「高齢化社会に対応した農村整備とは」に関連して話題提供を頂く。

塩沢：26年間佐久総合病院で看護婦として勤務した。後半15年間に内科病棟婦長として勤務しそこでの老人医療に係わる経験から話題提供する。

佐久総合病院では、内科病棟の中でおむつ病棟といわれ、入院者50人の内、35人は要排泄介助、20数人が要おむつで自力排泄できる人は少数だった。

患者家族は、救命だけでもから簡易便器が使えるまで、トイレに行けるまでと入院延長を希望する。また、季節的には季節の変わり目の4月、11月頃に入院患者が増え、その時期にはベッド数が不足し遣り繰りにも限界があり、退院スケジュールを考えることになる。入院があると即退院を考えざるを得ない状況だった。

今は、リハビリテーション科の医師を中心に、退院までのスケジュールを決め、ケースワーカー、作業療法士、理学療法士とともに退院の準備を進め、指導が必要な場合には家族と共に検討し、退院後の在宅療養へ円滑に移行できるようになってきている。

佐久総合病院での在宅ケアへの取り組みは、昭和58年の厚生省・在宅ケア制度に始まる。看護婦長が「在宅」への取り組みを始め、またボランティアで押し掛け往診をする医師も現れ、在宅ケア・診療の草分け的な体系が実現する。平成元年から病院側での在宅ケア患者の登録（現在200名）を実施し、現行の訪問看護ステーション、介護支援センターの創設など先行的に取り組んできた。現在、病院所在町等では農協や町が育成したホームヘルパーによる24時間体制の巡回介護も実施されるように

なっている。

「わが愛しきお年寄りたち」(家の光協会刊)に老人介護の問題を書いたが、老人と接するとき重要なことは、突然老人になるのではなく誰でも段階的に年を取ることと、将来の自分に重ねて接するといった視点が必要だと思う。

今の人は自分の年齢に0.7掛けした年齢が戦後直後の人の肉体年齢に相当すると考えてよい。70歳の人は当時の49歳に相当することになる。逆に考えると歳を取ってからの時間が長く、歳を取ってからの健康管理が重要である。長野県農業改良普及センターでは、高齢農業者が楽しく農業従事できるよう、花やネギ・ピーマン等軽量野菜の栽培を指導しているとのことである。農業・農村の高齢化の進行に対応して農業技術指導の内容も変わってきている。

佐久総合病院では、老人保健施設（病院と家庭との中間施設）があり、そこを退所した老人世帯（独居、2人）に日に1回給食を配達するシステムがある。給食訪問で老人の健康状態（食事摂取量）の変化が病院に通報され大事に到らぬ内に入院させることができた。高齢者は、誰かがどこかで気配りし接する機会があると、生き長らえることができる。そのような高齢化社会に向け、今の仕事（和食処「山水」経営）を位置づけ、その中でこれまでの自分の経験を活かしていきたいと考えている。竹内：農業・農村のハードに係わる整備に35年間携わってきた経験を踏まえ、また高齢者に係わる視点からゲートボールを対象にして話題提供としたい。

富山県はゲートボールが盛んで、高齢者一人当たり

約3,500人と多く盛んである。ちなみに東京などの1,800人台が続くが段突の状況にあるといえる。高齢者にとっての総合的な快適度調査によると、富山、島根、徳島、高知の4県がランクAに位置する。

高齢化の進行は、都市近郊でも子供達の独立等で高齢者世帯が増え、地域の祭り・行事に支障が出てきている実態がある。農村部では老人達を体よくゲートボールに追いやりそこで遊んで下さい、そのことが老人達に対する配慮・優しさと考えるのは誤りであると言う意見も聞くが、年寄りがいろんなことに取り組んでいる状況に身近に接すると一概に同意できない部分もある。

欧州視察の際、ある村で老人2、3人がパブでビールを飲みながらくつろいでいる場面に出会ったことがあるが、実はみんな農業をしっかりとやっているとのこと。老人といえども健常人達には個人を尊重し干渉しない、格段の騒ぎ立てをしないという感想を持ったことがある。高齢者対策も一律に進められない側面があり、その接し方にも多様性が必要と思われる。

農村整備局面では、元気な高齢者であっても日常行動の中で大事に至る事もあり、高齢者比率が高まってきている現状では、例えばゲートボール場への歩道等の安全性確保や散歩中に小休止できるベンチやトイレ等の休憩・便利施設の整備を進める必要がある。

私自身も高齢者に近づいてきて思うのだが、高齢者だからといって特別扱いに大事にされるのも余り気持ちの良いものではないだろうし、一方、行政に任せきりの高齢者対策整備の姿勢は反省しなければならない。地域の実態に即した整備の在り方を町行政の方と考えていきたいと思っている。

松原：戦後150戸あった集落戸数が現在92戸に減少し、また、現在60歳以上の人口が55%を超える状況にある。過疎化・高齢化の進む山村の集落が抱える問題点について、お話しする。

過疎化に対しては、集落の共有地を財源に生活環境の整備に早くから取り組んできた。地区の生活・防火用水の優先的な整備、簡易水道・消火栓の完備、有線放送電話・CATV共聴施設、通勤・通学道路の改良・消雪化などに先進的に取り組み、若い人達を含め住民の生活利便の向上を図ってきている。その他、桜並木づくりなど

にも取り組んでいる。

高齢化対策面では、町に要望し健康相談所を開設し、週2回、開業医が来て診療所を開く。また、老人世帯が病院への通院等の移動手段を確保するために、スクールバスの空き時間を利用した公共バスを要望していたが、週2回1日2.5往復の運行（営業路線と競合しない）が実現したところである。なお、タクシー利用の場合には町が補助金を手当する制度もあり、併せて高齢者のいる世帯には喜ばれている。

活性化やいきがい面では、炭焼き・造林等の山仕事に携わった高齢者の経験を活かした伝統産業・技術文化の継承をめざした組織づくりが行われている。また、昔からの風習で寄り合い等の場で立てる「バタバタ茶」（発酵茶）を栽培から製茶加工まで自分たちの手で造ろうと生産しているが、町の特産物等のPRやイベントの場にお年寄りが一役買う場面も増えてきている。

高齢化に対する整備面では、独居老人、老人世帯や痴呆老人を抱える世帯では地域防火面に不安があり、また、大火経験もあり防火・火の用心に対し集落・隣近所の人に懸念されている。今後、高齢化対策として具体方策を考える必要がある。現在、地域の防火意識を高める火の用心廻りなどの慣行が続けられているが、地域内での日常的なコミュニケーションや隣近所の連携の在り方を含め地域的な対応策を考えていかなければならない。

今までに培ってきた集落の共同組織を介し、住民や高齢者に対する安堵感やゆとりのある生活をみんなで相互に支えていく郷土にしていければと考えている。

長谷川：社業のマスコミ・ニューメディアの立場の他、村おこし、産品開発、流通等に係わる県市町村のアドバイザーとしての視点や切り口で意見を述べる。

農村部の高齢化問題は、見方を変えると、若い人たちが地域に魅力を感じられなくなり都市に憧れ町へ出ていく、その結果、高齢者比率が高くなっているのではないかと考えている。高齢化社会対応面では、お年寄りの住み易さ・生活し易さが重視されるが、地域社会として高齢者を支える若い人たちが少なくなっているという状況を問題にしたい。

高齢化社会を支える若人にとって魅力があり生活し易く、その上で高齢者への配慮・支援ができる地域でない

と支える側に無理が出、続かないように思われる。もう一つは、支援される高齢者と支援する人達の共生の視点や評価が重要であると考えている。

農業を暗い・きびしい・汚いの3Kの職業から、新しい3Kとして、関心(興味)・感動・感謝が得られる、人間性を豊かにする職業として捉える人達も出てきている。また、農村にふるさとを求める都市生活者もいる。そういった人達を農村に呼び寄せることができれば、結果として、高齢化社会を支える人達を増やすことができる。そのためには、農村で若い人が農業でやっていたり、地域での生活に必要な社会施設を充実し、若者達が積極的に農業を選択し、農村に生活できるような対策が必要だろう。

農業については、従来の生産のみではなく流通・販売から消費者の食に到るまで責任を持つことが求められてきている。消費者・生活者は、安全な食材を求め、農業者の顔が見える安心や信頼を望んできている。食の安全や安心を、マーケティング部門では第一に重視している。

農村整備でも、ハード面ばかりではなくソフト面、たとえば農業情報をどう提供していくかといったことも重要と思う。テレビの世界では、200~300もの多チャンネル放送が実現しようとしている。そこでは農業専門番組等も可能だし、また、テレビ通販や直販など、農産品流通にも大きく影響していくだろう。

市場にある野菜などは季節感がなくなってきており、四季が感じられる野菜といった需要もあるだろう。食に関する年寄りの知恵(お爺ちゃんの技やお婆ちゃんの味)が求められていることも見直す必要がある。これらの産品は、消費者と生産者が直に情報交換する、小規模な生産・流通の対象だが、地域の農業として成立する可能性を持っている。

いくつかの視点を例示したが、要は、ハードとソフトの両面から、高齢者・地域を支える若い人達を如何に地域に留めまた引き寄せるか、その地域の魅力づくりが先ず大事と思う。

阿部：大森町は山間にあり町域70%を山林原野が占め、町村合併後41年間で人口が1/4減少し、現在8,400人という過疎の町で、11の地域指定を受けている。自治・厚生、農水の補助事業等23の事業を導入し、生活環境整備

面では、上下水道普及もほぼ達成見込みという状況にある。以下、町の福祉対策や施設整備の取り組みを紹介する。

県が設置した秋田県南部老人福祉総合エリアには、中心となる医療・介護施設の他に、次の施設がある。日本経済新聞(H7.11.20)から福祉充実度日本一の町と紹介され、町への移住希望も多い。

- ①居住施設：特別養護老人ホーム(短期入所、デイサービス)、養護老人ホーム、ケアハウス、老人専用マンション、巡回バスを配備。
- ②地域間交流施設：スポーツ施設(屋外運動広場・屋内温水プール)、温泉施設。
- ③世代間交流施設：子供と老人のふれあいセンター、生きがい活動施設など。

これらは、老人の他に、家族・子供や地域の人々との交流を対象としている点に特長がある。この他に、町営分譲宅地(新規移住者用、80区画が分譲済み)、町若者定住促進住宅(15年で持家、土地100坪と家屋30坪)を整備し、移住希望者に共している。

福祉施設の整備によって、130人(内100人は町民)の雇用の場ができ、若者定住対策として機能しているとともに、地域経済の活性化にも繋がっている。

施設福祉とともに重要なのが、在宅福祉で、現在、在宅福祉面での充実に取り組んでいる。

現在、訪問ヘルパー6人、訪問看護婦4人が在宅介護支援に当たっている。数年前、視察したスウェーデン・ベレーは人口8,300人の町でホームヘルパー248人で24時間体制等の在宅サービスを展開するが、日本では人件費面や制度的にも無理があり倣えない。

県の福祉総合エリアに隣接して、町立病院、老人保健施設、健康支援センターが一体となった総合福祉センターの整備に着工し、これら中核施設と在宅介護各戸を情報ネットワークで結び、TV電話による医師の面談(患者、ヘルパー、家族)、熱・血圧・血糖値等の遠隔測定を可能にする在宅医療福祉支援の整備計画に着手している。これは、農村総合整備事業(高福祉型)の情報基盤整備等(他にゆったり集落道、ふれあい公園、いきいき農園の整備)による。総合福祉センターには、専門職の他に、町の保健・医療・社会福祉関係等の役場機能を

移転させ、情報ネットワークでの在宅サービスを発信する計画である。なお、このためにはデジタル回線網を各戸に配線整備する必要があるが、町補助と各戸の理解の下で実施・推進している。

活性化面での効果だが、総合福祉センターの3つの施設の運営に伴い、新たな雇用として看護職等100名を予定している（80名は既に採用確保）。医療福祉に関連する県立看護短大の誘致努力や町独自の奨学金制度等の他、ゴルフ場、野球場、温泉利用の宿泊施設の整備など、若者定住の対策を展開している。

（質疑応答）

Q：情報基盤整備でできる範囲は？また、期待されることは？

阿部：基地局（総合福祉センター）と各戸端末機器整備で、その間の通信網はNTT（+受益者）がやる。

長谷川：光通信やインターネットでは距離制約が無くなる特長がある。遠隔地の産地・消費者間の直接需給やりとりやネット上の決算などが進む一方、農産物等では物流システムと域内消費システムが拮抗する可能性がある。配慮が必要。

塩沢：在宅介護面では、急変時の対応などで導入効果が期待できる。

Q：年金所得収入で老後がやっていけるのだろうか？

松浦：皆がみんな一律ではない。村での生活は質素で、体が元気な人は自給菜園で補うこともできる。健康配慮が先ず大事と思う。

Q：柏崎では原発補助でのハード施設整備が先行しているが、維持管理・保守面でのコスト問題は？

阿部：施設により異なる。病院は施設運営面での補助が無い。町立病院で経営が突出すると、行政保険税が上がり、老人医療費の高騰問題に繋がる。在宅福祉支援施設は厚生省等の制度面での支援に支えられている。町では80歳以上高齢者500人を抱える状況を対象に考えている。これは日本の合計特殊出生率（夫婦の出生児数）の低下状況を考えると、今後、高齢化率の更なる上昇が予想され、全国レベルの問題として対策を考えなければならない対象と思っている。

Q：高齢者マンションに対する地元の反応は？

阿部：県の施設で1,800万円（2人）、1,200万（単身）で入居資格を購入、生活費は15万円、単身10万円要する。中間施設である老人保健施設、病院施設が隣接する好条件もあり、域外の入居者で占められている。

Q：健康管理と生きがいについて

塩沢：生きがいや人生観は、健康・健常者と病気・障害の有無とは基本的に別。人のために生きるんで趣味だけでは生きられないのでは？寝たきりであってもその人の生が周囲の人たちにとって存在感のある人もいる。むしろ、自分の人生をどう生きていくかに係わる問題だろう。

広瀬：多方面からのパネラーには専門的な経験や立場から話題提供や意見を頂き有り難うございました。

（文責：部会事務局 松尾芳雄）

分科会3 「地域資源の利活用と農村づくり」

<司 会>

富山県耕地課

津田 修

<パネラー>

平 村（世界遺産：合掌集落）

池端 滋

富山市（古洞の森）

杉山 堯

城端町（水車の里）

細川 哲

上市町（せせらぎ水路）

廣田 暁

* 以下には、本分科会における討論部分のみを要約した。地域資源を活用した農村整備の考え方、及び各パネラーの紹介・地域での活動の概要については、農村計画第26巻1号p.43～56（1997）を参照されたい。

津田：都市から故郷に戻って、外から見た地域の問題点をどのように感じたか。

池端：従来から10日に一度は帰省していたが、山の生活の「懐の深さ」については、定住してはじめてわかったことが多い。観光客には通過型と宿泊型がある。合掌集落を見ておみやげを買って帰るだけの通過型ではなく、山里の生活の奥行きや文化を、体験として持ち帰ってもらえるような村づくりを目指したい。現在多くの観光客が訪れて我々が困るのは、そのような来訪者を受け入れる場所がないからだ。村が管理している空き家を利用して、高齢者の知恵や経験を次代の住民や観光客に伝える場を作りたい。

津田：せせらぎ水路と地域との関わりはどうか。

廣田：イベントを行っても「お客」として顔を出す程度の人が多く、なかなか関わってもらえないのが実状だ。この夏、草刈りのイベントをした。刃物を持ってない子供も多かったが、このような行事を通じて少しずつ村との関わりをつくっていききたい。

津田：水車の里で、ひとつのグループの活動が地域的な広がりを持った理由は何か。

細川：グループの職業は様々だったが、元からししまいや祭りなどを通じて、地域の横のつながりがあった。その後、友達が友達を呼ぶ形で会員が増えてきた。会員には国籍、年齢を問わず、誰でもなれるようになっている。

津田：池多地区の地域づくりと農業との関わりはどうか。
杉山：昭和60年当時の農協の組合長が、将来の農地の荒廃を見通して、先進地域の視察や文献調査等をしてしながら役場と共に農業の復活の道を模索した。池多地域には豊かな水と森林があり、古洞ダムに野鳥も飛来すること等から、一般市民・都市住民を巻き込んだ地域農業の振興を図るべきとの結論に至った。これを受けて体験農園等の整備を行ったが、行政が行うのは施設整備やPR等であり、市民の収穫体験のためには、農家がよい作物を作ることが不可欠だ。交流がはじまれば、沿道での空き缶ポイ捨て等の問題も生じる。沿線を花で飾ってポイ捨てを防ぐ環境整備をしようというフラワーロード事業も地元と話し合いながら進めている。現在は体験農園も定着し、5,000～6,000人の来訪がある。

津田：個人の価値観が多様化する中で、地域づくりを引っ張っていく秘訣は何だろうか。

杉山：池多地区では従前から構造改善推進協議会があり、地域の将来方向を検討していた経緯がある。農業の担い手が減少した現在では女性パワーが重要で、朝市、郷土伝承料理の提供といった提案も頂いている。今後も「地元が主役」に徹していききたい。

細川：水車の里について行政はほとんど関与してこなかった。6年目になり観光客が増えて、その対応で地元の方の本業が止まってしまう実状があるので、町から水車の会に助成金を出す方向で検討している。行政からの要請ではない地元の活動だからこそ長続きするのではないか。町は方向付けをするべきではなく、オブザーバーないし会員の一人という立場だ。

廣田：せせらぎ水路は、地元ではもともとなくともよ

かったものとの意識があったが、雑誌等に紹介されたり、視察者が増えることで、次第に地域住民の関心が高まってきた。それが今後の村づくりの輪になるようにしたい。

津田：各地区で整備した施設の利活用について、ご苦労を含めて伺いたい。

廣田：せせらぎ水路を視察した他県の方は、皆「余所ではできない」と言う。上市町で可能だった理由として、第1に保育所と公民館の土地が使えたため土地の買収がなかったこと、第2に延長120mの間に農家の水口がなかったことがあげられる。総工費4,300万円は、石やモニュメント等の購入に当てた。水路内は素足で入れる土や砂地にしたかったが、消防ポンプの水圧で地域の土「黒ボコ」の泥掃除するために、石は小石まですべてコンクリートで固定した。

杉山：富山市ふるさと健康村池多地区では、「見える健康、食べる健康、つかる健康」をキャッチフレーズにしている。つかる健康＝温泉関係の施設整備以外は、地域の活性化や農業振興と連携していきたい。畑の遊休農地の有機農業公園への利用や、現在地域外に流出している堆肥の利用推進、また、高齢者による地域の伝承料理（ふるさと菜膳料理）の提供等が構想・推進されている。地元のやる気・熱意を市民に伝えるのが行政の役割だろう。

池端：国の史跡の指定を受けて30年以上になるが、その後、自家用車や融雪装置の普及で周辺地域との格差が生じ、自宅に子供の個室が作れないなど、様々な不満が出てきている。自家用車については、半地下式の共同車庫ができたが、雪下ろしについては、村内には合掌造りとそうでない家があり、後者は融雪装置をつければ済むといった格差が生じている。こうした問題がこれから増えるのではないか、という心配がある。行政から物的な援助はあるが、心の中の問題は住民自身で解決するしかない。

細川：「水車の里」では草刈りの時期に水路に草が流れたり、水量によって水車が回らないことがある。水道水、井戸水で水車を回しているところもある。当初は水車があるだけで意義があったが、水車の里が全国的に有名になり来訪者が多くなると、常に回っていないといけ

ない状態になった。また古くなったからくり等の修理も必要で、自費で手作りなので大変だ。現在の水路は、幅1m深さ70～80cmのフリュームだが、将来は昔風のせせらぎ水路にしたいという要望がある。行政の助力をお願いしたい。

津田：水の確保について、土地改良区との関わりは？

細川：利休地区は水利系統の末端になるので、流量が不安定になる時もある。水路等の管理は地元でしており、「水車の会」の会員以外には迷惑がかからないように注意している。特に苦情等はない。

廣田：せせらぎ水路の水の確保には問題がない。管理についてはクレームのないよう配慮している。

杉山：古洞のため池は土地改良区、水環境整備事業で整備した部分は市が管理している。必要水量の確保は土地改良区と相談しながら進めている。

津田：村づくりを進める上で、行政との関わりや制度上の問題点について意見を。

廣田：せせらぎ水路の建設中は行政から財政支援があったが、完成後、行革で管理の予算を削られてしまった。地元の管理作業に対しても公民館費用で飲み物1本を出すのがやっとで、区長会にお願いして予算を工面している状態である。行政も施設を作った以上、管理のための継続的な予算措置を望みたい。

池端：地元が本当に要望していることを行政が理解しているか疑問に思うことがある。県は、地元とは村役場、地区民は受益者であって「地元が納得している」とは役場が理解していることだと言う。これは違うのではないか。地区民には大きなエネルギーがあり、行政が上手に連携することによって、地区に合った本当に必要としているものができるのではないか。県と地元地区民がもっとコミュニケーションすることが必要と考える。

細川：「水車の里」は地元に根付いている。農政一般について言うと、ハード整備はソフトと連携してはじめて形ができるものだと考える。転作を機にして地域の団地化を進め、現在は集落営農の展開を図っている。将来の農業・農村を守るためには、今それが是非必要と思う。杉山：行政的には、財政が逼迫する中で、単に昔からの経緯でつけている補助金よりも、農業の低コスト化のために本当にやる気のある農家の支援や組織化のために、

重点的に予算配分すべきではないか。

津田：農村の自然や生産基盤の維持が、国土や食料の保全につながることを踏まえて、住民が自信と誇りを持って住めるような農村を作っていくことが重要と考える。

津田：最後に今後の展望について伺いたい。

池端：今の活動が子供達の負担にならず、受け継いでいけるような村づくりをしたい。同じく世界遺産のある屋久島と交流したり、海外の文化遺産を体験するなどして、子供達の視野を広め、自身で村の将来を作っていくための積み重ねとすることが人づくりと考えている。

廣田：とにかく施設は周辺農家だけが管理し、他の住民は関心が薄いということになりやすい。区長会を軸に「せせらぎ水路」が子供達を含めて地域全体の施設・財産として認識され、根付くように進めていきたい。

細川：城端から水車を送った山形県では、子供の絵が発端になり、せせらぎ造りがはじまったと聞く。他地域のまねではなく、地域の盛り上がりを行政がうまく事業化し、さらに地域の輪が受け継がれていく形が望ましい。

杉山：行政のハード整備をソフト面で活用するには、地元との継続的な話し合いが重要。関係組織による「地域の連携プレー」を確実にする取り組みを行っていきたい。

Q（新潟県）：上市町のせせらぎ水路について、なぜ、

地域の「黒ぼこ」で作らなかったのか。

廣田：せせらぎ水路の7年前に、黒ボコの土水路を「ホテルの住む小川」として作ったが、泥がたまって除去できない状態になり失敗した経緯がある。

Q（兵庫県）：地域資源を生かすためには、設計段階からどのような住民参加（PRを含め）をはかるべきか。

杉山：古洞の森での活動については、月2回全戸配布の広報でPRしている。またマスコミも利用している。

Q（徳島県）：地域の人づくりについてのご苦労は。

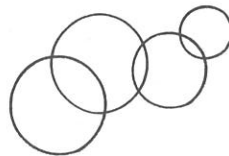
廣田：せせらぎ水路の協議会を組織しているが、メンバーが任期1～2年で変わってしまうのが問題。女性部会のリーダーに主事をお願いしている。

杉山：市は朝市などを運営する女性グループの結成を呼びかけたが、リーダー選びは地元まかせた。

細川：故長谷川和夫氏がアイディアと行動力のあるリーダーだった。その後、遺志を継ぎたいとの後継者が現れている。

池端：この冬3月から4週間ほど、週一回で地区内の若者だけで集落の問題点を議論してもらった。みんなが問題意識を持つことが重要ではないか。

（文責：部会事務局 友正達美）



事務局通信

昨夏、富山県富山市で開催した第19回現地研修集会は、440名の参加者を得て、実り多い盛会となった。これもひとえに北陸農政局、富山県、関係市町村、土地改良区はじめ担当者等のご尽力の賜と感謝申し上げる。また本年は、ご多忙な中を群馬県に開催をお引き受け願った。昨年と同様、実り多い研修となることを願って止まない。

当部会では研修集会のほかに討論集会を、現場と研究者を結ぶ気軽な討論の場として設定している。これは農業土木学会大会にあわせて開催しているが、昨年は神奈川県藤沢市にて「都市の中の農業公園に学ぶ」のテーマ

で、岡部 豊氏（横浜市）、大澤 啓志氏（舞岡公園を育む会）に話題提供を願い、富田正彦氏（宇都宮大学）の司会を得て、活発な議論が行われた。

本年度から当部会誌の編集作業は事務局から独立して行われることとなった。部会誌担当を高橋強幹事、部会誌編集を九鬼康彰氏が務めることとなった。

事務局体制の変更。平成10年4月1日付けで事務局長が有田博之から松尾芳雄に交替、松尾・原山・友正の3人体制となった。



写真1 盛会となった第19回現地研修集会



写真2 現地検討会の様子：城端町（水車の里）

平成10年度農村計画研究部会総会資料

1. 平成9年度活動報告

① 第19回現地研修集会

テーマ：住み良く豊かな「むら」づくり

担当幹事：荒井 涼, 今井敏行

日時：平成9年8月27～28日

場所：富山県富山市

参加人員：研修集会：440名

② 部会誌「農村計画」の発行

第26巻1号（通巻44号）平成9年8月発行

（兼第19回研修集会テキスト）

③ 総会及び討論集会の開催

日時：平成9年7月30日

場所：神奈川県藤沢市

(1) 総会

(2) 討論集会

テーマ：都市の中の農業公園に学ぶ

担当幹事：山路 永司, 佐久間泰一

話題提供：岡部 豊 横浜市

大澤 啓志 舞岡公園を育む会

討論司会：富田 正彦 宇都宮大学

④ 常任幹事会 3回 4/25 7/10 10/16

2. 平成9年度収支決算

① 一般会計

(収入)

| | |
|---------|-----------|
| 繰越金 | 552,520 |
| 交付金 | 100,000 |
| 協賛金 | 100,000 |
| 研修集会参加費 | 200,000 |
| 研修集会収支残 | 377,443 |
| 雑収入 | 10,360 |
| 計 | 1,340,323 |

(支出)

| | |
|------------|-----------|
| 会議費 | 47,880 |
| 事務費 | 155,644 |
| 通信費 | 80,885 |
| 研修集会経費 | 139,917 |
| 討論集会経費 | 20,000 |
| 30周年記念事業基金 | 700,000 |
| 繰越金 | 195,997 |
| 計 | 1,340,323 |

② 特別会計 30周年記念事業基金

(収入)

一般会計より 700,000

3. 平成10年度事業計画

① 第20回現地研修集会

テーマ：農村地域における総合計画の新たな展開

担当幹事：小池 聡

日時：平成10年9月2～3日

場所：群馬県新治村

② 部会誌「農村計画」の発行

第27巻1号（通巻45号）平成10年9月発行

（兼第20回研修集会テキスト）

③ 総会及び討論集会の開催

日時：平成10年7月23日

場所：京都市

(1) 総会

(2) 討論集会

テーマ：耕作放棄地をどうする

—土地利用の視点から—

話題提供：服部 俊宏 北里大学

九鬼 康彰 京都大学

担当幹事：松本 康夫, 山路 永司

コメント：石田 憲治 農業工学研究所

4. 役員体制（平成10年7月現在）

部長 山本 敏 (財)農村開発企画委員会

副部長 今井 敏行 北里大学獣医畜産学部

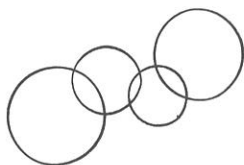
副部長 高橋 昇 サンスイコンサルタント(株)東日本支店

監事・ 高橋 強 京都大学大学院農学研究科
 部会誌担当 " " " "
 部会誌編集
 九鬼 康彰 京都大学大学院農学研究科
 研修集会担当
 小池 聡 (財) 農村開発企画委員会
 討論集会担当
 山路 永司 東京大学大学院農学生命科学
 研究科
 " 松本 康夫 岐阜大学農学部
 事務局長 松尾 芳雄 農業工学研究所農村整備部
 事務局長 原山 昭彦 農業工学研究所農村整備部
 友正 達美 農業工学研究所農村整備部
 幹事 五十音順 ○ 本年度常任幹事
 有田 博之 農業工学研究所農村整備部
 秋吉 康弘 宮崎大学農学部
 足立一日出 北陸農業試験場水田利用部
 穴瀬 真 東京農業大学総合研究所
 荒井 涼 富山県立大学短期大学部
 ○安楽 敏 農林水産省構造改善局整備課
 上杉 静夫 日本農業土木コンサルタンツ
 ○梅田 安治 農村空間研究所
 大坪 政美 九州大学農学部
 大西 博 (株) チェリーコンサルタンツ
 ○荻野 芳彦 大阪府立大学農学部
 翁長 謙良 琉球大学農学部
 海田 能宏 京都大学東南アジア研究センター
 梶 雅弘 (株) 北居設計
 金木 亮一 滋賀県立大学
 紙井 泰典 高知大学農学部
 上村 寛 アジアプランニング
 木村 和弘 信州大学農学部
 木本 凱夫 三重大学生物資源学部
 日下 達朗 山口大学農学部
 ○國弘 実 日本農業集落排水協会
 ○河野 英一 日本大学生物資源科学部
 ○駒村 正治 東京農業大学農学部
 佐久間泰一 筑波大学農林工学系

櫻井 雄二 愛媛大学農学部
 ○笹野 伸治 岐阜大学農学部
 佐藤 照男 秋田県立農業短期大学
 佐藤 洋平 東京大学大学院農学生命科学研究科
 ○白山 幸一 (社) 農村環境整備センター
 ○鈴村 和也 国土庁地方振興局農村整備課
 ○角田 豊 全国土地改良事業団体連合会
 ○千賀裕太郎 東京農工大学農学部
 高橋 博 (株) 新東洋技術コンサルタンツ
 ○田中 竜太 (財) 日本農業土木総合研究所
 谷口 建 弘前大学農学部
 樽屋 啓之 九州農業試験場生産環境部
 富樫 千之 宮城県農業短期大学
 ○富田 正彦 宇都宮大学農学部
 長島 守正 日本大学生物資源科学部
 中曽根英雄 茨城大学農学部
 ○中西 信彦 (社) 地域社会計画センター
 中野 敏信 三祐コンサルタンツ東京支社
 中山 熙之 北海道農業試験場農村計画部
 西山 和宏 太陽コンサルタンツ(株)
 野本 健 (財) 北海道農業近代化コンサルタンツ
 畑 武志 神戸大学農学部
 八丁 信正 近畿大学農学部
 服部 俊宏 北里大学獣医畜産学部
 姫野 靖彦 内外エンジニアリング(株)
 広田 純一 岩手大学農学部
 藤居 良夫 島根大学生物資源科学部
 ○藤沢 和 明治大学農学部
 藤本 昌宣 佐賀大学農学部
 星川 和俊 信州大学農学部
 星野 敏 岡山大学大学院自然科学研究科
 松田 豊 北海道大学農学部
 三沢 真一 新潟大学農学部
 三橋 伸夫 宇都宮大学工学部
 深山 一弥 農林水産省農業研究センター
 三輪 晃一 鹿児島大学農学部
 村上 嗣雄 日本技研(株)
 望月 弘宣 (株) 葵エンジニアリング
 森下 一男 香川大学農学部

矢橋 農吾 千葉大学園芸学部
 戴内 克義 (株)協和
 ○山岡 和純 農林水産省構造改善局事業計画課
 山上 重吉 専修大学北海道短期大学
 山下 恒雄 四国農業試験場地域基盤研究部
 山本 剛正 (株)北海道開発コンサルタント
 吉田 勲 鳥取大学農学部
 ○吉野 秀雄 農業工学研究所農村整備部

特別幹事・顧問 順不同
 特別幹事 石光 研二 (財)農村開発企画委員会
 " 中川昭一郎 (株)山崎農業研究所
 " 北村貞太郎 東京農業大学総合研究所
 " 小出 進 東京農業大学農学部
 " 安富 六郎 東京農業大学農学部
 顧問 高須 俊行 元・部会長
 " 長崎 明 元・新潟大学長



刊 行 物 案 内

農業土木学会農村計画研究部会誌「農村計画」のバックナンバーは別表のとおりです。ご入用の方は下記申込要領により、部会事務局までお申込下さい。なおバックナンバーの目次をご希望の方は、目次のコピーサービス（既刊全号）を始めましたので併せてご利用下さい。

記

1. バックナンバーの価格 1冊 2,000円（送料事務局負担）
2. 申込方法 購入を希望される巻号（通巻号）冊数、送本先連絡電話番号を明記し、官製ハガキでお申込下さい。

3. 申込先 〒305-8609

茨城県つくば市観音台2-1-2
農業工学研究所 農村整備部
地域計画研究室内
農村計画研究部会事務局あて
(TEL 0298-38-7548~9)

4. 送金方法 送本時に振込用紙を同封します。見積書、納品書、請求書は添付しますが、所定の用紙が必要な場合はその旨ご連絡下さい。
5. 目次のコピー 郵便料とコピー代金の実費（既刊全号セット400円）で頒布します。目次コピー入用の方は80円切手5枚を同封し、送付先を明記の上、封書で部会事務局へお申込下さい。

部会誌各号の特集・テーマ

| 通巻号 | 特 集 内 容 | 発行年月 | 通巻号 | 特 集 内 容 | 発行年月 |
|-----|---------------|---------|-------|---------------------|---------|
| 1* | 第1回研究集会 | 1972. 5 | 22/23 | 合併号 農村計画と土地利用計画 | 1981. 1 |
| 2* | 投 稿 | 1973. 4 | 24 | 80年代の村づくりへの展望 | 1981. 3 |
| 3* | 第3回研究集会 | 1973. 4 | 25 | 農村計画における土地利用調整 | 1981.10 |
| 4* | 第5回研究集会 | 1974. 6 | 26 | 明るい村づくりの新軌道 | 1981.12 |
| 5* | 投 稿 | 1974. 7 | 27/28 | 合併号 部会設立10周年 | 1982. 3 |
| 6 | 投 稿 | 1975. 6 | 29 | 農村計画と集落排水 | 1982. 7 |
| 7* | 第8回研究集会 | 1975.12 | 30 | 水質保全と集落排水 | 1983. 7 |
| 8 | 投 稿 | 1976. 6 | 31 | 土地改良の新しい展開を求めて | 1984. 7 |
| 9* | 第6回研究集会 | 1977. 3 | 32 | 農村整備の新しい方向 | 1985. 8 |
| 10 | 第9回研究集会 | 1977. 3 | 33 | 新しい時代の農村計画 | 1986. 7 |
| 11* | 第10回研究集会 | 1977. 3 | 34 | 魅力ある農村空間の創造 | 1987. 7 |
| 12* | 投 稿 | 1977. 3 | 35* | ゆとりとやすらぎのある農村計画を求めて | 1988. 7 |
| 13 | 第11回研究集会 | 1978. 3 | 36* | 農村地域の活性化をめざして | 1989. 7 |
| 14 | 第12回研究集会 | 1978. 3 | 37 | 中山間地の開発と村おこし | 1990. 8 |
| 15 | 過疎地域における農山村開発 | 1979. 1 | 38* | 都市・農村における快適な農空間の創造 | 1991. 8 |
| 16 | 投 稿 | 1979. 3 | 39* | 文化と歴史の調和したむらづくり | 1992. 8 |
| 17 | 投 稿 | 1979. 8 | 40 | 農村アメニティの構築にむけて | 1993. 8 |
| 18 | 定住構想と農村計画 | 1980. 3 | 41 | 2050年に向けた地域ビジョンの確立 | 1994. 8 |
| 19 | 農村定住条件と村づくり | 1980. 3 | 42 | 農村環境の管理を考える | 1995. 8 |
| 20 | 土地分級と土地利用計画 | 1980. 3 | 43 | 次世代に向けて農村整備は何をすべきか | 1996. 8 |
| 21 | 投 稿 | 1980. 7 | 44 | 住みよく豊かな「むら」づくり | 1997. 8 |

*印は絶版のため、コピー製本版にて頒布

編集後記

昭和54年に第1回現地研修集会在開催されてから早くも20回目という区切りを迎えることとなりました。21世紀を迎えるまであと数年を残すのみとなりましたが、最近のアジアの経済不況とともに日本の社会システムも再構築を求められるなど、農村地域のみならず解決すべき問題は多岐にわたって生じてきています。「農村地域における総合計画の新たな展開」というテーマで行われた1998年の現地研修集会在、21世紀に向けた日本の地域計画・農村計画の新しい姿を考える良い機会になれば幸いです。

さて、本年度から部会誌の編集作業につきましては、現在事務局の置かれている農業工学研究所から京都大学大学院農学研究科地域環境科学専攻農村計画学研究室へ移ることとなりました。不慣れな点が多々あると思いますが、部会誌に対するご意見・ご要望がありましたらぜひお寄せ下さい。今後とも皆様のご協力をよろしくお願いいたします。(Y. K)

—○ MEMO ○—

—○ MEMO ○—

農業土木学会農村計画研究部会規約

(平成8年10月20日改正)

名 称

1. この部会は、農村計画研究部会と称する。

目 的

2. この部会は、農村計画、農村整備に関する学術の発展及び部会員間の学術交流に寄与することを目的とする。

事 業

3. この部会は、その目的を達成するため、共同研究、研究会等の開催、研究資料の収集・配布、関連諸機関との学術交流等を行う。

所属・会員

4. この部会は、農業土木学会に所属し、その学会員を主な構成員とするが、非学会員の加入も妨げない。

役 員

5. この部会には部会長1人、副部会長2人、常任幹事、幹事若干名及び監事1人の役員をおく。

総 会

6. 総会は、原則として年1回開催し、部会の重要事項について審議する。

役員会等

7. 事業の円滑な運営を図るため、部会には常任幹事会及び必要に応じて各種委員会を設ける。

経 費

8. この部会の運営に要する経費は、農業土木学会の補助金、会員の負担、寄付金等によってまかなう。

入 退 会

9. この部会への入退会は自由であるが、そのつど事務局へ連絡する。

事 務 局

10. この部会の事務局は、茨城県つくば市観音台2-1-2農林水産省農業工学研究所農村整備部地域計画研究室におく。

1998年8月20日 印刷

1998年8月31日 発行

編集・発行 農業土木学会農村計画研究部会
〒606-8502 京都市左京区北白川追分町
京都大学大学院農学研究科
地域環境科学専攻地域環境管理工学講座農村計画学分野内
T E L 075-753-6159

発 行 農業土木学会農村計画研究部会事務局
〒305-8609 茨城県つくば市観音台2-1-2
農林水産省農業工学研究所
農村整備部 地域計画研究室内
T E L 0298-38-7548, 7549
口座番号 00180-3-22279
口座名称 農村計画研究部会

製 作 財団法人 農林統計協会
〒153-0064 東京都目黒区下目黒3-9-13
目黒・炭やビル
T E L 03-3492-2950(編集部)

JOURNAL OF **RURAL PLANNING**

Vol.27-1 No.45

1998.8

THE SOCIETY OF RURAL PLANNING

The National Research Institute of Agricultural Engineering.

Department of Rural Improvement, Laboratory of Rural Planning

2-1-2, Kannondai, Tsukuba,

Ibaraki, 305-8609 JAPAN